

国際貿易投資研究所 調査・研究報告書要旨

(平成 26 年度)



一般財団法人 **国際貿易投資研究所**

一般財団法人国際貿易投資研究所 (ITI) は、平成 26 年度の調査研究活動として独自のプロジェクト調査研究のほか、関係団体からの委託を受けて各種の調査・研究事業を実施・発表いたしました。本資料はそれら調査・研究の報告書要旨及び活動概要をとりまとめたものです。ご参考に資すれば幸いです。

〔目次〕

I 調査研究事業

1. ASEAN 中国 FTA (ACFTA) 及び ASEAN 日本 FTA (AJCEP) の品目別の関税削減効果 調査事業結果 1
2. 世界経済の新潮流となった” 走出去” (中国の対外展開) の現状とその行方 9
3. 中小企業の参入を促す BOP ビジネスモデルの調査 13
4. 貿易障害を生じる基準認証と国際規律 14
5. ドイツのエネルギー転換と機械産業等に与える影響調査研究 17
6. ユンカー欧州委員長の下、成長を目指す EU 19
7. ミャンマー、カンボジアの ACFTA/AFTA の運用実態に関する現地調査事業結果 22
8. 企業の FTA 活用策 27
9. ITI 長期日本経済・産業予測 (2015 年版) 燃料価格変化の日本経済への影響 30
10. 国際貿易投資研究会 31
11. 中国研究会 33

II 統計データ整備と分析

1. 世界主要国の直接投資統計集 (2014 年版) I.概況編 36
2. 世界主要国の直接投資統計集 (2014 年版) II.国別編 38
3. ITI 国際直接投資マトリックス (2014 年版) 43

III 経済分析手法の開発

- 日本産業連関動学モデル (JIDEA) の構築 (更新) と活用 48

IV 受託事業 48

V 情報提供媒体

1. 季刊 国際貿易と投資 49
2. ホームページ 51
3. “フラッシュ” (ホームページ常設欄) 53
4. ITI コラム 54
5. ITI 調査研究シリーズ 54

I 調査研究事業

1. ASEAN 中国 FTA (ACFTA) 及び ASEAN 日本 FTA (AJCEP) の品目別の関税削減効果 調査事業結果

イ. 調査の目的

ASEAN と中国との貿易は拡大しているが、これは、1993 年発効の AFTA (ASEAN 自由貿易地域) や 2005 年に発効した ASEAN 中国 FTA (ACFTA) の影響もあると考えられる。また、ASEAN と日本との貿易の進展は、ASEAN と日本との 2 国間 EPA の効果も反映されている。

本報告書は、昨年度と同様に ACFTA/AFTA などの第 3 国間 FTA の関税削減効果を分析している。これに加えて、今年度では、日インドネシア EPA (JIEPA) や日タイ EPA (JTEPA) などの 2 国間 EPA/FTA とともに、日本の中国からの輸入における一般特惠関税 (GSP) の関税削減効果を計測しており、2 国間 EPA と GSP の効果を比較できるようになっている。

さらに、中国、インドネシア、タイ、日本の 4 カ国の国別・品目別の輸入単価が、東アジアの第 3 国間 FTA や 2 国間 EPA/FTA、あるいは GSP の活用でどれだけ変化し、輸出競争力に変化を与えるかを求めている。

本報告書で展開している ACFTA/AFTA の第 3 国間 FTA や 2 国間 EPA/GSP の関税削減効果、あるいは輸入単価分析を細かな品目別に知ることができれば、日本企業は東アジアにおける EPA/FTA の活用について、より効果的な判断を行うことが可能になると思われる。

ロ. 調査結果の概要

1. 求められる EPA/FTA の理解と利用率の向上

東アジアにおける貿易の自由化の動きは加速化している。既に AFTA (ASEAN 自由貿易地域) はもちろんのこと、ASEAN 中国 FTA や日アセアン経済連携協定 (AJCEP) のような ASEAN+1 は完成している。

ASEAN は現在、日中韓と豪・NZ・インドを包含する RCEP を主導して交渉を進めているし、並行して、日中韓 FTA、TPP、米国と EU の FTA (TTIP)、日 EU 経済連携協定 (EPA) のような広域 FTA の交渉が行われている。

こうした中で、日本企業の EPA/FTA の活用による貿易の促進は待った無しの状況にある。日本と ASEAN との貿易の伸びと中国と ASEAN との貿易の伸びを比較してみると、明らかに中国と ASEAN との貿易の方の伸びが大きい。この理由の 1 つとして、ACFTA/AFTA の貿易拡大効果を挙げることができる。

したがって、今後は日本企業の EPA/FTA の活用を促進し、EPA/FTA をテコにした貿易の拡大を図っていくことが求められる。しかも、TPP や RCEP などの広域 FTA

の発効が迫っており、こうした EPA/FTA の利用促進の必要性はこれからも増していくものと思われる。

2014 年度に実施した ACFTA/AFTA セミナーにおいて、EPA/FTA の活用について説明したところ、様々な質問を受けた。例えば、セミナー後に、ある機械機器・部品メーカーよりメールで次のような質問と要請を受けた。

それは、現在、中国の上海工場よりインドネシア向けに機械機器・部品を輸出しているが、輸出国の中国にて原産地証明 (FORM E) を取得し輸入国のインドネシアの税関にて申請しても、ACFTA (ASEAN 中国 FTA) の適用を受けることが出来ない。現地に確認しても明確な理由がわからない状況である。これはセミナーで説明を受けた「互恵関税率」の対象品目に該当しているためなのかどうかを調べてほしい、というものであった。

これに対する回答は、この会社の機械機器・部品の品目コードを調べたところ、輸入国インドネシアの譲許表 (TRS 表) ではセンシティブ品目に指定されている。このため、通常の税率である MFN 税率 (5%) と ACFTA を利用した時の ACFTA 税率 (5%) が同じある。したがって、ACFTA を利用しても関税は下がらないので、いくら原産地証明を申請しても輸入国のインドネシアで受け取る意味がない、というものであった、なお、輸入国側で製品がセンシティブ品目に指定されている場合は、互恵関税率の対象にはならないことも伝えた。

この質問からわかるように、貿易を実施している中堅企業であっても、必ずしも担当者が EPA/FTA の活用に精通しているわけではないということである。これは、日本の会社では数年おきに配属先が変更になる場合が多く、職場の専門知識を蓄えるのに時間がかかるためである。しかも、専門知識を得られる頃には、また次の職場に異動しなければならないケースも多い。

つまり、現行のような日本の社会環境においては、継続的に EPA/FTA の知識や活用方法の普及を図ることが必要である。また、アジアの現地で EPA/FTA を活用している企業の担当者と面談すると、FTA の利用開始に関しては、本社の指示ではなく現地サイドから要請する場合もあるようである。したがって、FTA 利用の最初の頃は本社のサポート体制が手薄であるケースが多く、効率的な運用には時間がかかるようだ。これは、企業の担当者だけでなく中堅・中小の経営者においても、EPA/FTA の有効性を認識してもらうことが必要であることを示唆している。

2. 東アジアと日本及びミャンマー・カンボジアの貿易構造の特徴

中国と ASEAN との貿易が拡大しているが、これは前述のように、2005 年から発効している ASEAN 中国 FTA (ACFTA) の影響もあるものと思われる。また、中国と ASEAN は域内だけでなく、日本や韓国、台湾などとの貿易も中間財を中心に大きく増加させている。特に、中国と ASEAN 各国の輸入で韓国・台湾のシェアは日本に迫りつつあり、東アジアのサプライチェーンに大きな変化が現れている。

中国や ASEAN の貿易構造の特徴を列挙するならば、中国は日本や韓国、ASEAN などから素材・中間財を輸入し、それを加工して日米欧に最終財を輸出している。さら

には、中国は ASEAN へ中間財（主に加工品）と最終製品を供給している。ASEAN から中国への輸出に占める素材のシェアは年々高まっているし、中国から ASEAN への輸出に占める最終製品のシェアが上昇している。

ACFTA5 カ国（中国、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム）において、いずれの国でも韓国・台湾からの全品目の輸入額に占める中間財の輸入割合が、日本からの全輸入額に占める中間財の輸入割合を上回っている。換言すれば、韓国・台湾は中国や ASEAN において、中間財のサプライチェーンを集中的に築いていると見込まれる。

中国やベトナムでは、ASEAN や日韓台との貿易において、中間財の輸出の割合よりも輸入の割合の方が高く、どちらかというところ「輸入側で強い中間財のサプライチェーン」を見出すことができる。これに対して、インドネシアやマレーシア、タイでは、ASEAN 域内や日中韓台との中間財の輸出入の割合がいずれも高く、「輸出入の両方向での中間財のサプライチェーン」が形成されている。

ベトナムでは、インドネシア、マレーシア、タイと比較すると、ASEAN や中国などへの中間財の輸出割合は相対的に低い。これは、ベトナムの輸出は加工品や部品などの中間財における ASEAN 域内のサプライチェーンにまだ十分には組み込まれていないことを示唆している。

2013 年の日本の国・地域別の輸出割合を見てみると、米国向けが 18.5%と最も高く、次いで中国が 18.1%、ASEAN 向けが 15.5%、EU 向けが 10%であった。ASEAN の中でもタイ向けの輸出割合は 5.0%となり、ASEAN 全体の 3 分の 1 を占めた。また、日本の韓国向けの輸出シェアは 7.9%にも達しており、中国・ASEAN の韓国への輸出割合よりも倍近く高い。それだけ、日本の対韓輸出の依存度が中国・ASEAN 諸国よりも高いことを示している。

日本の最終財の輸出では、中国、ASEAN、韓国、台湾、インド向けの割合は 3 割以下となる。一方、EU 向けは 44.6%、米国向けは 5 割を超え、豪・NZ 向けは 6 割以上である。最終財におけるアジア向けと米欧・豪・NZ 向けの割合の違いは、消費財である乗用車の輸出額の違いに原因がある。つまり、アジアでの日本ブランドの乗用車の販売は現地生産に切り替わりつつあるため、日本からアジアへの輸出に占める乗用車の割合が低くなっている。これに対して、欧米や豪・NZ では相対的に日本で生産された乗用車が多く販売されているため、日本からの最終財の輸出割合が高くなっているようだ。

2013 年の日本の国別の輸入割合を見てみると、中国からが 21.7%と最も多く、次いで ASEAN からが 14.1%、EU 9.4%、米国 8.4%と続く。オーストラリアからは 6.1%、韓国からは 4.3%となっており、輸出と比べると日本の輸入における韓国への依存度は半減する。

ASEAN 主要国は、FTA を活用し域内で素材（産業用資材等）や中間財（加工品・部品）を調達し、これらを加工し再び中間財として中国や他の ASEAN に輸出するという相互調達構造を形成している。これに対して、ミャンマーとカンボジアにおいては、外資系企業が中国や他の ASEAN から中間財や半製品を輸入し、関税が免除される経

経済特区にて加工・組み立てを行い、最終製品として米国、EU、日本などに輸出をする構造となっている（委託加工型の貿易構造）。

ミャンマーとカンボジアは中間財の輸入において、中国・ASEAN 域内から調達しているものの、中間財として輸出する割合はかなり低く、中間財の東アジア域内のサプライチェーン網には組込まれてはいない。ミャンマー・カンボジアでは、外資による経済特区の利用は活発だが、域内調達で FTA を利用した関税削減にはまだ至っていないということだ。

経済特区では、持ち込んだ材料は組み立てられ、そのまま製品は外国に輸出される。これに対して、通常の製造業投資では、材料を海外から輸入するだけでなく、国内からも調達し製造する。完成した製品は輸出されるか、国内の流通サービスを活用して国内市場で販売される。したがって、経済特区への投資よりも通常の製造業投資の方が、ミャンマーとカンボジアにより多くの付加価値をもたらす。

ミャンマーとカンボジアが、こうした経済特区を活用した貿易形態から中国・ASEAN 主要国型に変化するためには、委託加工貿易から FTA の活用を組み込んだ貿易構造に転換しなければならない。それには製造業投資をさらに呼び込む必要があるし、外資の誘致にはインフラと法の整備、規制緩和などが不可欠である。

3. ACFTA/AFTA と遜色ない ASEAN の日本からの輸入での EPA 効果

インドネシアとタイの日本からの輸入における関税削減率（EPA 効果）は、逆である日本のインドネシアとタイからの輸入の場合よりもかなり大きい。

2014 年のタイにおける日本からの輸入での EPA 効果が高い背景の 1 つとして、JTEPA における自動車部品の段階的な関税自由化の促進が挙げられる。

ACFTA の関税削減率（ACFTA 効果）は中国で 2% 台、インドネシア、タイでは 4% 台である。このため、「ACFTA の効果」の方が「日本のインドネシアとタイからの輸入の JIEPA/JTEPA の効果」よりも倍以上も高い。ましてや、「日本の中国からの輸入における GSP 効果」と比較すると、「ACFTA 効果」は 10 倍以上の効果を持っていることになる。

ところが、「インドネシアとタイが日本から輸入する場合」は、「JIEPA 利用の関税削減効果」は「ACFTA の効果」に近い大きさであるし、「JTEPA 利用の関税削減効果」はむしろ「ACFTA の効果」を上回っている。つまり、このインドネシア・タイが日本から輸入する場合の「EPA 効果」は「ACFTA 効果」と同等かそれ以上の大きさを持っているのである。

しかしながら、この「インドネシア・タイが日本から輸入する場合」の EPA 効果が高いにもかかわらず、日本企業の FTA 利用率はむしろ「日本がインドネシア・タイから輸入する場合」の方が高い。これは、日本が輸入側である方が、EPA の関税削減効果は日本企業の直接的なメリットに結び付くためである。

これに対して、日本が輸出側である場合は、直接の EPA/FTA 効果は輸入相手企業に属することになる。このため、例え日本からインドネシア・タイへの輸出の方が EPA の関税削減効果が高くても、EPA の利用率ではむしろ日本のインドネシア、タイからの

輸入の方が高くなるのである。

日本とインドネシア・タイとの貿易の現状を見てみると、日本の親企業とインドネシア・タイの子会社間の貿易（親子間貿易）の全貿易に占める比率は半分以上であるし、最新の研究によると、FTA を使って貿易する場合は、輸出側は輸出価格を 4%ほど引き上げるといふ計測結果も出ている。

つまり、親子間貿易を利用して EPA/FTA 活用のメリットを最終的には親企業（輸出側）に利益を還元するだけでなく、FTA 利用時の輸出価格を引き上げることにより、輸出者も EPA/FTA 効果をより多く受け取ることが可能だ。

日本企業としては、今後のグローバル戦略を考えるならば、日本からの輸出で EPA の活用を増やすことにより、ASEAN などへの輸出拡大やサプライチェーンの増強を図っていくことが不可欠である。特に、国際競争力がある中堅・中小企業の輸出促進が望まれる。

4. 中国よりも高い ASEAN の ACFTA 効果

2014 年の中国の ASEAN10 カ国に対する「MFN 税額から ACFTA 税額を差し引いた関税削減額」は 53 億ドルであった。一方、中国の ASEAN10 カ国からの輸入総額は 1,990 億ドルであった。したがって、ACFTA を活用した場合の中国の ASEAN10 カ国からの関税削減率は、2.7%（53 億ドル÷1,990 億ドル）ということになる。

同様に、インドネシアの中国からの輸入に対する関税削減額は 13 億ドルで、関税削減率は 4.3%であった。タイは 20 億ドルで 5.4%となり、いずれも中国よりも ACFTA を用いた関税削減率は高かった。

したがって、関税削減率という ACFTA の関税削減効果の面では、インドネシア、タイの ASEAN2 カ国の方が中国よりも大きいことが明らかである。

しかも、インドネシア、タイの ASEAN2 カ国における関税削減額の平均は 16.5 億ドル（13 億ドル+20 億ドル）÷2であり、単純に 10 倍した ASEAN10 全体の関税削減額は 165 億ドルとなる。中国の ASEAN10 からの関税削減額は 53 億ドルであるので、関税削減率という割合の面だけでなく、ACFTA の関税削減額はその絶対額でも中国を上回っていると見込まれる。

関税削減額を計算するために用いられている MFN 税額は、ACFTA がなければ中国と ASEAN との貿易で通常に課税される関税額である。また、ACFTA 税額は ACFTA 税率を輸入額に乗じたものであり、他の ACFTA 加盟国からの輸入に課税される関税額である。

関税削減率は、「関税削減額（MFN 税額－ACFTA 税額）÷輸入額」である。また、「MFN 税額＝輸入額×MFN 税率」であり、「ACFTA 税額＝輸入額×ACFTA 税率」である。したがって、関税削減率の式は、「関税削減率＝（輸入額×MFN 税率－輸入額×ACFTA 税率）÷輸入額」と変形され、最終的には「関税削減率＝MFN 税率－ACFTA 税率」となる。

すなわち、関税削減率を高くするには、関税率差（MFN 税率－ACFTA 税率）をできるだけ大きくする必要がある。このためには、当たり前のことだが、MFN 税率を高

くするか、ACFTA 税率を低くしなければならない。インドネシア、タイの関税削減率が中国よりも高いのは、ACFTA 税率にはあまり差がないので、インドネシアとタイの MFN 税率が中国よりも高いからである。

つまり、インドネシア・タイは中国よりも MFN 税率を高く設定して元々の輸入障壁を引き上げている。ACFTA 税率は中国並みかやや高めの水準まで引き下げているので、結果としてインドネシアとタイの関税削減効果が中国を上回っている。

5. ACFTA よりも高いタイの AFTA 効果

インドネシアの AFTA を活用した時の関税削減額は 22 億ドルで、ACFTA を活用した場合の関税削減額の 1.7 倍になる。なぜ、インドネシアで AFTA の方が ACFTA よりも関税削減額が大きくなるのかというと、「インドネシアの他の ASEAN からの輸入」が「インドネシアの中国からの輸入」の 1.8 倍に達するからである。

タイにおいては、ASEAN からの輸入額は中国からの輸入額とほぼ同額であるが、タイの AFTA を活用した時の関税削減額は 25 億ドルで、ACFTA を活用した場合の関税削減額を 5 億ドルほど上回っている。これは、タイが ACFTA 税率 (2.8%) よりも AFTA 税率 (0.0%) を低くし、AFTA の関税削減効果を引き上げている分だけ、AFTA の関税削減額が ACFTA の関税削減額を上回っていると思われる。

また、タイとインドネシアの関税削減率の差は 2.6% (タイ 6.8% - インドネシア 4.2%) に達するので、AFTA を利用して 100 万円を輸入した時は、タイではインドネシアよりも全品目平均で 2.6 万円ほど関税を節約できる。

したがって、純粹に FTA 効果だけを考えるのならば、タイで他の ASEAN から輸入する方が、インドネシアで ASEAN から輸入するよりもメリットが大きいということになる。

しかしながら、タイの関税削減率が高いということは、AFTA 税率が限りなく 0% に近い現状においては、それだけタイの MFN 税率が高いということを意味している。ASEAN の主要国では AFTA の関税は撤廃されているわけであるから、ほとんどの品目で AFTA を活用すれば関税を支払う必要はない。つまり、ASEAN 主要国では、関税の支払い額に差はなくなっている。

このことは、もしもタイの他の ASEAN からの輸入で AFTA を利用しなければ、タイでは高い関税 (MFN 税率) を支払わなければならないことを意味するので、タイの ASEAN からの輸入においては、出来るだけ AFTA を利用することが肝要である。

AFTA の関税削減率と、ACFTA の関税削減率を比較すると、インドネシアではわずかではあるが ACFTA (4.3%) の方が AFTA (4.2%) よりも高い。しかし、タイでは AFTA (6.8%) の方が ACFTA (5.4%) よりも高い。

すなわち、タイでは、平均的な品目では ACFTA よりも AFTA を利用する方が、関税削減効果を大きく得ることができる。一方、インドネシアでは ACFTA と AFTA を利用した場合の関税削減効果にはほとんど差がないことになる。

6. 日本の価格競争力が高まるタイの自動車部品市場

タイの自動車部品の 2013 年における輸入額は 79 億ドルで、その中で日本からの輸入の割合は 71%と圧倒的に高い。インドネシアとフィリピンを中心に ASEAN からは 12%、中国からは 8%、EU からは 8%（ドイツは 4%）、韓国 3%、米国 2%、インド 2%であった。

タイの日本からの自動車部品の輸入においては、日タイ EPA（JTEPA）を活用できる。JTEPA を利用したタイの日本からの輸入において、2012 年 4 月にギアボックス、クラッチ、シートベルトなどの自動車部品 115 品目、2014 年 4 月には同 31 品目の計 146 品目の輸入関税が撤廃された。

ただし、通常の品目と異なり、原産地証明書（C/O）を輸入時に提示するだけでは特恵関税を享受できず、一定の条件をクリアしなければならない。すなわち、対象品目は「自動車組み立て製造に使用される部品」に限られ、かつ輸入者は自動車製造会社もしくは自動車部品製造会社に限定されている。こうした条件の適否を巡って、現場においては、日本企業とタイ税関との間で、食い違いが発生しているようである。

本報告書の輸入単価分析においては、このタイの自動車部品における関税撤廃が全面的に実施されたという前提で計測されている。したがって、もしもタイ税関で関税撤廃の条件に満たないと判断されたケースが多い場合は、JTEPA の下でのタイの輸入単価分析はその分だけ割り引いて考えなければならない。

タイの日本からの自動車部品に対する MFN 税率は 25%であるが、JTEPA の全面的な活用による FTA 税率は 7.5%に削減される。このため、タイの日本からの自動車部品の輸入単価であるキログラム当たり 11.8 ドルは、MFN 税率の税込輸入単価では 14.7 ドルであるが、日タイ EPA 活用の税込輸入単価で 12.6 ドルに低下する。

輸入単価削減額は 2.1 ドル（MFN 税率の税込輸入単価 14.7 ドル－日タイ EPA 活用の税込輸入単価 12.6 ドル）で、輸入単価削減率は 17.5%（輸入単価削減額 2.1 ドル÷自動車部品の輸入単価 11.8 ドル）となる。

タイのインドネシアからの自動車部品に対する MFN 税率は 25%であるが、AFTA の活用による FTA 税率は 0%に削減される。このため、タイのインドネシアからの自動車部品の輸入単価の 10 ドルは、MFN 税率の税込輸入単価では 12.5 ドルであるが、AFTA 活用の税込輸入単価は 10 ドルにとどまる。したがって、輸入単価削減額は 2.5 ドルで輸入単価削減率は 25%になる。

タイの中国からの自動車部品に対する MFN 税率は 25%であるが、ACFTA の活用による FTA 税率は 16.3%に削減される。このため、タイの中国からの自動車部品の輸入単価であるキログラム当たり 6.8 ドルは、MFN 税率の税込輸入単価では 8.5 ドルであるが、ACFTA 活用の税込輸入単価で 7.9 ドルに低下する。輸入単価削減額は 0.6 ドルで、輸入単価削減率は 8.7%となる。

タイの米国からの輸入単価は 13.7 ドル、ドイツからは 13.3 ドルであった。米国とドイツはタイと FTA を結んでいないので、輸入単価削減額と輸入単価削減率は 0 である。

タイの韓国からの輸入は ASEAN 韓国 FTA（AKFTA）を使えるので、MFN 税率の

25%から FTA 税率は 15.2%に低下する。タイの韓国からの自動車部品の輸入単価は 6.8 ドル、MFN 税率の税込輸入単価は 8.5 ドルで、FTA 税率の税込輸入単価は 7.9 ドルとなる。この結果、韓国の輸入単価削減額は 0.7 ドルで、輸入単価削減率は 9.8%となる。

このように、タイの自動車部品市場において、日本、中国、ASEAN、韓国は EPA/FTA 活用により、米国、ドイツよりもその輸入単価の 8.7%~25%に相当する価格競争力を高めている。

(一般財団法人貿易・産業協力振興財団 助成事業)

2. 世界経済の新潮流となった“走出去”（中国の対外展開）の現状とその行方

イ. 調査の目的

中国の走出去（中国企業を中心とする対外投資のこと）は、世界経済の新潮流といってよい。今後の世界経済の行方に大きく関わっている。米国を代表するシンクタンクである American Enterprise Institute for Public Policy Research は、“中国は、対外投資において後発国であるが、その重要性は日本、欧州を超え、米国に次ぐ、世界第2位の対外投資国になりつつといえる”としている（中国日報網 2015年1月19日）。今後、中国の走出去は世界経済の行方に大きく関わっているという所以である。

本調査では、各界の中国専門家が、中国の走出去を回顧し、その現状と行方につき分析した。また、最新かつ現地情報を提示し、走出去を幅広く、かつ、独自の視点でとらえることを目指した。加えて、本調査では、中国の走出去を紹介することで、対中ビジネスの推進につなげ、かつ、世界経済における中国のプレゼンスを明らかにすることを目的とした。

ロ. 調査結果の概要

第1章 中国の海外投資政策の意義と効果 ～ 国内経済への影響

中国企業の海外直接投資＝「走出去」（ODI）は、国内経済・産業に如何なる効果をもたらしているか。中国経済が中長期的にさらに成長し、中所得国の罠に陥らないためには、技術レベルを向上させ、産業構造の転換を図る必要がある。中国政府は、このための有力な手段として、ODIがあると考えている。

ODIは、外国企業による対中直接投資を上回るまで増えているが、技術修得型になっておらず、資源確保、インフラ建設、労務輸出が主体であるという問題がある。中国は、国内産業構造における製造業のウェイト、とりわけ最先端技術分野の半導体、エネルギー、航空電子工学、環境保護産業などのウェイトを高めたいところだ。しかし、現時点においてこのような産業構造転換、技術レベルの向上というODIの狙いは実現できていない。そこで、海外投資企業を金融面で支援する融資制度の改善などの政策が採用され始め、さらに海外投資を促そうと審査手続きの簡素化などを行っている。

今後、高度な固有技術を有する日本の中小企業もODIのターゲットとなる。日本企業は、中国政府および企業の狙いを認識した戦略を練っておく必要がある。

第2章 中国企業の海外投資と人民元の国際化

中国では2009年7月に対外取引に伴うクロスボーダーの送金に人民元を利用することが認められ、2011年1月には対外直接投資を人民元で送金することが認められた。人民元建の対外直接投資の拡大は、人民元の国際化を促進するが、これが進展するためには、人民元建の直接投資を受ける国や地域において人民元が便利に使用できなければならない。そのためには人民元に対する中国サイドの為替管理、特に資本取

引の自由化が進展する必要がある。

第3章 中国における海外投資管理制度の発展と課題

近年、中国企業の対外投資が急拡大している。本国の企業の対外投資を促進するために、2009年3月、中国商務部は「海外投資管理弁法」を制定し、中国企業の海外投資の際の審査基準、審査手続、指導や情報提供などを明らかにしていた。2013年11月12日に中国共産党第18期3中全会に採択された「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」においては、企業の対外投資を拡大するため、海外投資管理制度を改革しなければならないと要求している。この方針のもとで、中国商務部は2014年9月6日に、2009年の「海外投資管理弁法」を全面的に改正し、新たに「海外投資管理弁法」を制定した。この「弁法」では、海外投資の管理について、以前の認可制を廃止し、「登録制を主とし、認可制を従とする」という管理モデルを確立している。すなわち、海外投資の審査認可の範囲が大幅に縮小され、投資先と投資産業が「敏感国家・地区」と「敏感産業」に属する海外投資に限定され、それ以外の海外投資については、登録制で管理を行う。そして、登録または認可の手続が若干簡略化され、審査期間も短縮されている。さらに、企業の主体地位を承認し、主管機関としての商務部および省級商務主管部門のサービス提供の責任を強調している。「本弁法」の実施に伴い、中国企業の海外投資はますます拡大すると期待されている。ところが、現段階、中国における海外投資においては、融資困難や外貨管理の制約、許可手続の煩雑、政府の支援不足などの問題がまだ存在している。今後、中国企業の海外投資の審査認可、外貨の使用、金融の支援、税制の優遇などを一層緩和したうえで、現段階の海外投資促進の政策や法令を整理し、統一的な「海外投資促進法」を制定することが必要である。

第4章 中国の最近の対外投資

2014年7-9月は、四半期として初めて、中国の対外直接投資が対中直接投資を上回り、対外投資の活発さが目立ってきた。経済成長率の低下や人件費の上昇などを受けて、中国への直接投資が減速する一方、人民元高や海外投資プロジェクトの審査簡素化を受けて、対外投資の伸びが加速している。外貨準備の抑制、海外企業のブランド、技術や天然資源の獲得、海外市場の開拓などの理由から、中国企業は海外M&Aに積極的になっている。中国企業は新興国のインフラ輸出で実績を上げてきており、インフラシステム受注などの分野で、先進国企業の強力なライバルになりつつある。日中関係に限ると、1-10月の日本の対中直接投資は前年同期比28%減の5,528億円になった一方、中国の対日直接投資は前年同期比94%増の173億円になったが、日本の対中直接投資の30分の1以下に過ぎない。CICやSAFEなどの中国系ファンドの対日株式投資は、様々なカストディアン名義（投資家に代わって有価証券の保管・管理を行う金融機関）で行われるため、実態を把握するのが難しい。中国系カストディアンの日本株保有時価は、2013年9月末5.9兆円→2014年9月末5.5兆円と漸減だった。

第5章 中国及び瀋陽企業による「走出去」の現状分析

まず、中国の走出去発展の経緯を模索段階、ひな形段階、形成段階、実施段階に分けて分析し、次に、瀋陽市（企業）の走出去につき、その5つの特徴、課題、発展対策と展望につきまとめた。国家戦略となった走出去に地方政府（企業）がどう対応し、また、どんな課題を抱え、どんな展望をもっているかにつき論じた。中国の走出去における地方の位置と役割を見る視点を提起した。

第6章 中国の対外直接投資動向 ～ 最近の事例にみる新たな動き ～

中国の対外投資額は、近年急速に拡大を続けており、2013年には1,078億4,371万ドルと初めて1,000億ドルの大台を突破した。また、世界における中国の対外投資額は、米国、日本に続き第3位の規模となった。

その投資主体および投資業種をみると、従来の中央国有企業による資源・エネルギー、インフラ分野への投資に加え、近年は民営企業等による製造業や小売・卸売業等における投資も増加している。

特に2011年以降の個別の投資案件をみていくと、自動車分野や食品分野、通信機器分野などで新たな動きがみられる。自動車分野では、独立系地場メーカーが海外での本格的生産工場の設立に踏み切り、国有メーカーでも買収した欧州ブランドを活用するといった手法で海外市場開拓に乗り出す動きがみられる。また、食品分野では、食の安全に対する意識の高まりに関連した投資などが顕著に増加しており、通信機器分野では、中国国内で成功を収めた新たなビジネスモデルが海外市場にも挑戦する動きがみられる。

第7章 中国の対日投資と受け入れ側の現状と課題

～ホテル・旅館経営と介護ビジネスの現場から～

安倍政権が2014年6月、発表した新たな成長戦略の最重要課題は「地方創生」。まず、対日投資の地方分散がうまくいくかが鍵だ。そして人口減少に伴う労働力不足の解消が不可欠。政府は外国人人材の受け入れ拡大の方針を表明した。報告では中国、台湾資本を受け入れてホテル・旅館の経営で地域の活性化を図っている山梨県石和温泉街と、日本で中国人介護人材の育成にも乗り出したさいたま市の『元気村』グループを取り上げた。外国人介護人材候補者を育成し、地方に根付かせる試みを始めた仙台の日本語学校経営者にもインタビューした。外資、外国人人材の受け入れに伴う課題も浮かび上がった。

第8章 中国のFTA戦略と走出去～世界・日本への影響

中国の走出去は、都市化、地域化（FTA構築など）と共に、中国経済を展望する上で、重要な視点を提供している。本章では、まず、中国からみた走出去の傾向、課題、チャンスにつき、中国の信頼できるシンクタンクのレポートを基に紹介している。

次に、走出去と地域化との関係を、目下、中国が積極的に推進しつつある「一带一路」（シルクロード経済帯および21世紀海上シルクロード）を中心に論じている。

本章では、将来的にシルクロード FTA が構築されるとの前提で、中国の走出去が、今後、「一带一路」路線関係国にシフトして行くのではないかとの視点を論じている。その場合、中国の走出去は、当面、インフラ整備の分野において活発になると判断される。

また、補稿として、中国の伙伴外交(パートナーシップ外交)につき紹介しているが、シルクロード FTA 構築に大きく影響し、その過程で、中国の走出去にも大きく関わっていくとの視点を紹介できればとの考えからである。

(一般財団法人貿易・産業協力振興財団 助成事業)

3. 中小企業の参入を促す BOP ビジネスモデルの調査

イ. 調査の目的

BOP ビジネスでは日本は欧米に周遅れをとっているが、モノづくりでは世界に比類のない密度で地場産地が全国に存在していることを考えると、日本の潜在力は欧米を上回ると思われる。本事業での目的は、中小企業による BOP 市場参入を促す方策を市場ニーズ把握、製品開発と技術支援、BOP 製品の現地での実地テスト、BOP 人材育成、現地企業や NGO とのパートナー関係構築、事業化に当たってのサポートサービス等多様な視点から実現可能な提案を行うことにある。

ロ. 調査結果の概要

中小企業は、これまでの長い期間に国内市場をターゲットにしてきたこと、また輸出競争力がある製品に関してもサプライヤーという立場が多く、国際市場へのアクセスも大企業を通じた間接的なものに留まっていたという特徴がある。その点を考えると、既存の中小企業は、新しい市場を開拓するための資金力はもとより、人材、技術、国際経験などのビジネスリソースにおいても課題を抱えている。またそれらを総合的に考えると、特に BOP 市場参入という点においては、1. 市場開拓力がなく、BOP 市場へのアクセスが困難なこと、2. BOP 市場のニーズを把握する機能の不足が深刻な課題である。

これらの課題を克服する提案として、中小企業による途上国市場開拓のすそ野を広げる努力として、優れた技術を持つ地域の中小企業、飛躍を夢見る地域の青年、独自の魅力づくりに専心する地域の大学・高等教育機関、海外とのビジネス・交流で地域創生を模索する自治体、これらを有機的に集約し、支援体制を構築することによって、地元中小企業が容易に未知の途上国に可能性を見出すことができる。(第1章)

BOP ビジネスの成功には NGO・NPO との協働が必須である。具体的には ODA 予算の NGO 事業への拠出の本格的拡充、現地日本大使館、JICA、JETRO は一致して現地 NGO の情報収集とネットワーク構築に努めること、NGO と企業との協働・マッチングへの支援などの事業体系を構築することが望まれる。(第2章、第3章)

日本国内で BOP 市場情報や製品開発のノウハウを普及させる中小企業 BOP Learning Lab の設立、現地では BOP ビジネスの事業化を推進する諸々サポートサービスを提供する組織の構築を提案している。新興国企業からのゲストエンジニアリング制度もその有効と思われる。(第4章、第5章)

これらの提案は、いまずぐにでも実行できるのもあれば、時間が必要なものもあるが適切な支援体制が整備されれば、途上市場開拓に意欲を見せる中小企業のみならずこれまで関心がなかった中小企業に対して、新たなビジネスチャンスを提供できる。

(一般財団法人貿易・産業協力振興財団 助成事業)

4. 貿易障害を生じる基準認証と国際規律

イ. 調査の目的

我が国機械工業の輸出・海外進出上、急速に浮上している問題が貿易の技術的障害に関する分野である。我が国企業が開発した技術を組み込んだ製品が輸出される場合、輸入国が同分野で独自の技術規格・安全基準等を定め、ラベル表示を義務づけることによって、日本からの輸出が阻害される恐れが出てきた。従来は農水産関連の分野に止まっていたが、最近ではこの動きが工業製品にまで及びかねないと危惧されている。これはかつて問題化した基準認証問題に類似した、国内技術規格と国際的な技術標準の整合、通商上の障壁へと発展しかねない。

このため、機械工業関連業界、政府関係等に対して、貿易投資の拡大に重要な役割を果たす分野における技術上、紛争になりうる課題を浮き彫りにする。殊に TPP、RCEP、日中韓など地域 FTA で貿易自由化が進展するにつれて、各国の産業保護、海外市場における競争の土俵は自国本位の技術・規格・安全等の 1 基準による障壁を設定する可能性があるため、我が国企業がいち早く対応できる体制を整えとともに、政府が同分野であるべき標準化の方向性を打ち出し、日本の主導性を確保する。

TPP、RCEP、日中韓等自由貿易協定の実施を展望し、それら関税の枠組み外で発生する自由貿易阻害要因を摘出することが、実質的に自由貿易を発展させるために重要である。その重大な阻害要因の一つと目される機械工業品の検査・安全・技術等の基準について、いち早く我が国としての対策を講じ、戦略的な標準化の方向性を打ち出すための状況判断材料を広く官民に提供することを目的とする。

ロ. 調査結果の概要

第 1 章 日本の基準認証と国際規格との整合事情について

本稿は、現在までの我が国における基準認証制度と国際規律との整合化への取り組みを記している。現在、経済のグローバル化の中で、貿易障害を極力少なくしていくためには、国際規律に整合した標準化（規格）及び認証制度の確立が必要不可欠である。このことから、主に WTO/TBT 協定と我が国の JIS 制度、JIS マーク表示制度等との関係を整理した。これまでの取り組みを振り返ると、我が国旧来のキャッチアップ体質のまま、規格、ルールを、外部から持ち寄り、国際的な整合化を成し遂げてきている。今後とも、国際規格、国際ルールの重要性の高まりが継続していく中、この習性を改め、我が国が、国際的なルールメーカーとなるため、企業の積極的な海外進出が必要である。

第 2 章 TBT 協定の解釈及び適用に関する近年のパネル・上級委員会報告

近年、TBT 協定に関するパネル・上級委員会報告が多数採択され、TBT 協定規定の意味の明確化が図られつつある。中でも、米国クローブタバコ関連措置事件、米国マ

グロ・ラベリング措置事件、米国 COOL 要件事件における、TBT 協定附属書 1 パラグラフ 1（「強制規格」の定義）、TBT 協定 2 条 1 項（内国民待遇義務）、TBT 協定 2 条 2 項（「国際貿易に対する不必要な障害」をもたらさない義務）、TBT 協定 2 条 4 項（「国際規格」を「基礎として」用いる義務）の解釈は、今後の紛争において先例として参照されると予想される。

第 3 章 WTO 調達協定と標準化

政府調達とは、政府機関及び政府によって指定され、WTO 政府調達協定によって WTO に届け出られた団体による物品、サービス等の調達であるが、これに対して、国際規律として WTO 政府調達協定が適用される。その主要内容は、調達機関は調達の仕様策定に当たり国際規格に準拠すべきこと、入札は原則として公開入札又は選択入札によることとし、例外的に限定入札（随意契約）が認められること、入札参加者から競争を妨げるような内容の助言を受けてはならないこと、無差別原則（最恵国待遇、内国民待遇）を遵守すべきこと、しかし、公德維持、国家安全保障等の正当な理由がある場合には、例外が認められること、等である。また、発展途上国については、種々の例外が認められている。

政府調達協定に関する紛争処理については、WTO 紛争処理手続による他、加盟各国は国内紛争処理機関を設置しなければならない。我が国においては、「政府調達苦情処理検討委員会」（CHANS）が内閣府内に設置されている。モトローラ/JR 事件においては、JR が「SUICA」の入札において JR の採択した仕様が ISO の国際規格案（ISO・IEC1443 TypeB）に準拠しなかったこと、仕様策定において落札者であるソニーから不当に助言を得たこと、ISO の規格案は事実上の標準であるのにそれを採択しなかったこと、が政府調達協定違反であるとして、JR を相手に CHANS に苦情申し立てを行った。CHANS は、ISO の国際規格案はまだ正式に採択されていないこと、JR とソニーが共同研究をただけでは不当な助言を受けたとはいえないこと、及び、ISO 規格案は未だに事実上の規格の水準に達していないことを理由として、モトローラ社の申し立てを排斥した。

研究開発を伴う高度機材調達において、研究開発で落札した者が機材調達入札において不当に有利になることを回避して公正な競争を維持する必要があるが、このために、米国防省、宇宙航空局（NASA）においては、研究開発の入札における落札者と機材調達の入札における落札者を分離する等の方式が行われることがある。これらは参考とすべき面があるが、企業の研究開発や機材開発のインセンティブを阻害するおそれもあるので、その採択に当たっては、慎重な配慮が必要である。

第 4 章 中国の技術標準に関する仮想事例 — TBT 協定適合性の観点から —

本章では、中国が一定の技術標準を強制規格として採用したという仮想事例を取り上げ、当該事例の中で取られた措置の TBT 協定適合性を検討する。まず、中国による独自標準の制定やその国際標準化の動きを紹介した上で、具体的な仮想事例を紹介し、同事例でとられた中国の措置が、TBT 協定との適合性の観点から、どのように評価さ

れるか争点毎に分析する。以上の検討を受け、最後に日本政府及び日本企業がとるべき戦略について私見を述べる。

(この報告書は、公益財団法人 **JKA** からの競輪の補助金により作成した。)

5. ドイツのエネルギー転換と機械産業等に与える影響調査研究

イ. 調査の目的

東日本大震災は電力供給にも深刻な影響を与えた。東京電力福島第1原子力発電所が事故により運転を停止し、そのほかの火力発電所なども一時運転不能となったところもでてきたため、電力供給不足に陥り、一時的とはいえ計画停電の実施に追い込まれた。火力発電所などは徐々に復興し、供給面での不安は払拭されたが、安全性の観点から運転を停止した原子力発電所に替わり、それに代替するものとして火力発電の比重が増えたため、燃料費の違いから発電コストが上昇、それが電力価格の上昇につながった。

企業にとって電力料金の多寡は競争力を左右する要因でもある。今後再生可能エネルギーの買取を増加させることは電力料金の更なる値上がりを意味する。電力料金の上昇にいかに対応するかは日本の企業にとっても、重要な課題となっている。

ドイツにおいては、気候変動対策のため化石燃料の使用を減らし、賦課金を使って再生可能エネルギーの導入を図る、いわゆる「エネルギー転換」が進行中である。さらに、一度は延長を決めた原子力発電所の運転も、福島を契機に全面的に停止することを決定した。ドイツにおいては年々電力料金が上昇しているが、これにドイツ企業はどのような対応をしているであろうか。

このような問題意識から、われわれは研究会を組織し、ドイツの電力事情、エネルギー政策、企業への影響などを調査してきた。EUにおいては共通のエネルギー政策があり、それが加盟各国の政策にも影響を与えているところから、まずEUの電力事情を説明し、それを踏まえドイツの電力事情を明らかにした。さらにエネルギー転換政策を詳述した。また、電力価格上昇に企業がどのように対応しているかについてもアンケート結果などを用い説明した。

わが国においても再生可能エネルギーの買取が本格化しようとしている。再生可能エネルギー導入促進のための政策、再生可能エネルギーが電力供給に与える問題点、エネルギー価格上昇への企業の対応など、先行するドイツの経験は学ぶべき点が多い。

ロ. 調査結果の概要

第1章 EUおよび欧州各国のエネルギー・電力政策

EUのエネルギー・電力政策は、90年代以降、気候変動対策が優先的に進められて来た。2009年には温室効果ガス削減、省エネ、再エネ開発について2020年目標を設定し、加盟各国にその達成を求めた。さらに現在は2030年目標の法制化が進められている。その結果、加盟各国で再エネ電源が大量に導入されたが、その急増は様々な問題を引き起こしている。

一方、EUは同じく90年代から市場統合の一環として電力自由化を進めてきており、現在では加盟各国で小売の全面自由化や発送分離が実施されている。

化石燃料資源が乏しいフランスは、石油危機後、重点的に開発してきた原子力が発電の75%を賄う世界第二の原子力発電国であり、低廉な電力の供給に成功している。そのフランスは現在、原子力比率の低減と再エネ電源の増大を目指すエネルギー移行法案を制定中である。

他方、英国は豊富な化石燃料資源が将来枯渇する情勢を受けて、現在低炭素電源（原子力、再エネ、CCS付き石炭火力）の開発推進政策を進めている。

第2章 ドイツにおける電気事業体制の現状と課題

ドイツはこれまで石炭や原子力を主要電源としていたが、近年は脱原子力政策および再生可能エネルギー促進政策を講じている。特に再エネ発電は固定価格買取制度等の優遇策が適用され、爆発的に増加した。ドイツでは1998年から小売電力市場の全面自由化が実施されている。しかし、再エネ発電優遇策に係る費用が電気料金に上乗せされるため、電気料金の水準は年々上昇傾向を示している。また、再エネ発電の大量導入によって本来発電できていたはずの火力発電設備が稼働できなくなり、収益悪化に陥っている。火力発電設備は再エネ発電のバックアップ電源として重要な役割を果たしているが、将来的に不足する恐れも出てきている。また、再エネ発電設備を大量導入したため、需要地に送電するためのネットワークも十分ではない。ドイツでは、脱原子力および再エネ大量導入によって様々な課題に直面している。

第3章 ドイツのエネルギー転換と再生可能エネルギー法

ドイツは原子力発電を2020年までに段階的に廃止し、再生可能エネルギーを中心とするエネルギー体制への移行を目指すエネルギー転換に踏み切った。その際、エネルギー転換の中心的役割を果たしてきたのは2000年に制定された再生可能エネルギー法である。同法は再エネの拡大に大きく寄与したが、高価格での買い取りによる電力料金の上昇などの問題点が浮上したため、14年に同法を大幅に改革し、再エネの安定的な拡大を目指している。

第4章 エネルギー転換がドイツ経済に与える影響

主に気候変動対策のため実施されたドイツのエネルギー転換政策は、賦課金の導入により再生可能エネルギーの拡大を図っており、そのため電力価格が上昇し、他国と比較しても高価格となっている。電力価格は、産業の競争力にも影響を与えるため、ドイツの産業界の評価を2つのアンケート結果から探ってみた。生産コストに占めるエネルギー・コストの割合が平均的に低いこと、エネルギー多消費型産業には再エネ賦課金減免措置があることなどから、大きなマイナスにはなっていないといえる。むしろ再エネ産業の発展をもたらし、雇用にも貢献しているというプラス面も大きい。

（この報告書は、公益財団法人JKAからの競輪の補助金により作成した。）

6. ユンカー欧州委員長の下、成長を目指す EU

イ. 調査の目的

欧州経済は、ユーロ危機をいったんは脱したものの、その後も低迷を続けている。2012年の実質 GDP 成長率は EU28 カ国でマイナス 0.5%、ユーロ圏 18 カ国ではマイナス 0.5%であり、2013 年でも同じく 0.0%、マイナス 0.5%となっている。2014 年はわずかながら上向くと予想されているが、ゼロに近い低成長が続く。失業率も 2013 年平均で、EU28 カ国で 10.9%、ユーロ圏 18 カ国で 12.0%と高止まりしている。ギリシャ 27.5%、スペイン 26.1%などが特に深刻である。

インフレ率も 1%を切る、低いまま推移しており、ECB が目標としている 2%にはとてもとどかないどころか、デフレ突入の危機さえ懸念されていた。ECB が米国、日本のような金融の量的拡大策をとるのかが注目されていた。

欧州を取り巻く政治情勢も悪化している。ロシアによるクリミアの編入、ウクライナ東部地域での紛争、いわゆる「イスラム国」の台頭、イスラム過激派による各地域でのテロ活動、EU 各国での左右過激派の反 EU 勢力の躍進など不安定要因が増大している。

2014 年 5 月には欧州議会選挙が行われ、また、バローゾに替わる新たな欧州委員長も選出されることとなっていた。欧州経済研究会では、欧州議会の選挙結果を踏まえ、新たに選出される新欧州委員長のもと、どのような成長戦略がとられるかなどに注目し、今年度の研究会活動を行った。ユンカー新委員長の選出、新たな成長戦略、主要国の経済動向と問題点、欧州の競争力、銀行の貸出動向などについて各委員から報告をいただいた。また、米欧の貿易投資連携協定、ウクライナ問題、欧州の主要産業の一つである自動車産業に関しても報告があった。

前倒しで実施されたギリシャの大統領選で与党が新大統領の選出に失敗し、憲法の規定により総選挙が実施され、緊縮政策の見直し、債務削減交渉を唱える急進左派連合が勝利、ギリシャ危機が再燃した。また、ECB の量的拡大策が開始され、ドルに対しユーロ安となり、各国の株価は上昇しているが、これら二つの出来事については、時間的制約から分析は行っていない。

ロ. 調査結果の概要

第 1 章 ユンカー新体制で転機を目指すヨーロッパ

2014 年 5 月に欧州議会選挙が 5 年ぶりにおこなわれ、欧州懐疑派のポピュリストが大量進出した。11 月に新ユンカー委員会が誕生し、ユーロ危機下に露呈した巨額の投資不足を解決すべく、新投資ファンドを設立する。欧州中央銀行 (ECB) はデフレ懸念の高まりから、ドイツ、オランダ等の反対を押し切り、2015 年 1 月に量的緩和に踏み切った。

欧州経済の不調は続き、統合への遠心力は高まる。EU を引っ張ってきた仏独枢軸に

もヒビが走り、フランスでは国家の空洞化が深まり、ドイツでは投資不足が露呈する。その根底には、ヨーロッパにおける南北格差の激化と移民問題の悪化、という構造問題が横たわっている。それが Grexit（希の EU 離脱）と Brexit（英の EU 離脱）として爆発する。

第 2 章 EU 産業競争力強化策と Horizon2020

これまで、EU では産業競争力の強化を目指した政策が度々実施されてきたが、その成果ははかばかしくない。2010 年以來、改めて中期経済戦略「欧州 2020」が実施されつつあるが、そのなかで重視されているのがイノベーション・ユニオンである。また、これを具体化するため、Horizon2020 と称される EU 研究開発計画が策定され、2014 年～2020 年までの研究開発・イノベーションの方向性を定めている。

これまでの研究開発計画が十分な効果をあげなかったことを踏まえ、この Horizon2020 は概ね体系的に設計されている。また、策定された計画・政策については、その進捗状況について、モニタリングあるいは評価するための指標が設定されている。その一方で、EU はわが国にも、科学技術協力を呼びかけている。果たして、この Horizon2020 が EU 産業競争力の強化に寄与するかどうか、注目されるところである。

第 3 章 ユーロ地域における銀行貸出

2014 年に入って ECB はマイナス金利や TLTRO（貸出条件付き長期資金供給オペ、targeted longer-term refinancing operations）の導入、ストレステストの公表などを実施し、ユーロ地域の銀行貸出を増やそうとしている。ユーロ地域では 2014 年に入って資金需要が上向いているが、主要 130 行のデータからはデレバレッジが進んでいることが読み取れた。実証分析から GDP や長期金利の低下ではなく、銀行自身の経営状況が貸出に関係していることが分かり、ECB の金融政策では貸出増加を促すことは難しいことが分かった。

第 4 章 TTIP 交渉協議の経緯と主要な関心分野・争点

2013 年 6 月の米 EU 首脳協議で TTIP（環大西洋貿易投資連携、Transatlantic Trade and Investment Partnership）交渉を開始することを正式決定、本年 2 月までに 8 回の交渉協議が終わり、各交渉分野で一定程度の進展がみられた。TTIP の最大の交渉目標は米 EU 間の規制・非関税障壁の撤廃あるいは軽減である。昨年 11 月発足した EU のユンカー欧州委員長率いる新執行部の優先的課題の一つに、米国、日本など先進国との FTA（自由貿易協定）締結を掲げている。

TTIP による米 EU への経済・貿易面での効果は相当に大きいとの試算結果も出されている。また、国際貿易への波及効果も期待できる。米国、EU ともに本年内の早期合意をめざしているものの、交渉妥結のために越えるべきハードルは高く、とりわけ、オバマ米国大統領が米上下両議会で多数派を占める野党共和党から大統領貿易促進権限（TPA）を取り付けられるかどうかにかかっている。

第5章 ウクライナ危機と EU の対ウクライナ経済関係

欧州連合（EU）は 1998 年の東欧の体制転換以降、東への拡大を続け、現在もウクライナなど旧ソ連 6 カ国との間で更なる拡大を視野に入れた共同イニシアティブ「東方パートナーシップ」を立ち上げるなど関係強化を図っている。一方、6 カ国のなかでは人口、経済規模ともに最も大きいウクライナは、ロシアにとっても地政学的に重要な位置づけにある。

ウクライナでは 14 年 2 月の大規模デモにより親欧米政権が誕生した。これに対してロシアはウクライナの親欧米政権に対して、クリミアの編入、東部地域の親ロ派勢力への支援など軍事的な圧力を強め、これに対する欧米諸国の制裁措置、さらにはロシアの対抗措置の導入などで緊迫した状況が続いている。

こうしたなか、EU は総額 110 億ユーロの支援策の策定や連合協定による関税譲許などでウクライナ経済を支えようとしている。しかし、東部での軍事紛争の長期化により同国経済は 14 年にはマイナス 8% の大幅な景気後退に陥るものとみられ、当面ウクライナはデフォルトを回避するためのぎりぎりの経済運営を迫られることになる。

第6章 欧州自動車産業の動向

欧州の自動車産業は、雇用者数、輸出額、国際競争力の強さなどからみて欧州の重要な産業の一つである。しかし、欧州域内の自動車市場はすでに成熟市場となっており、今後大きく成長することは期待できない。そのため欧州の各自動車メーカーは世界 1、2 の市場である中国、米国をめざし、しのぎを削っており、それに成功している企業の業績も向上している。ドイツ企業の強さは中国での高いシェアと高級車分野の成功による。

(欧州研究会による自主調査)

7. ミャンマー、カンボジアの ACFTA/AFTA の運用実態に関する現地調査事業結果

イ. 調査の目的

ミャンマーは 1997 年、カンボジアが 1999 年に ASEAN に加盟している。ASEAN と中国との間の FTA (ACFTA) は、2005 年に発効した。AFTA (ASEAN 自由貿易地域) や ACFTA の協定に基づき、ミャンマーとカンボジアは、2015 年～2018 年にかけて大きな関税削減を実施する予定である。

関税の削減が進展する FTA の活用は、企業の製品のコストダウン、競争力強化に決定的に重要であるが、実際に貿易を行っている在ミャンマー・カンボジアの日系企業が FTA を利用している割合は、他の在アジア・オセアニアの日系企業と比べると低いという結果が出ている。

もしも、ミャンマー・カンボジアの関税分類や適用関税率を調べることにより、FTA を活用した場合の関税削減メリットが事前に把握できれば、日本企業の対ミャンマー・カンボジア貿易での FTA 活用を高めることが可能になる。

したがって、本調査事業の目的の 1 つは、これまでに ITI (国際貿易投資研究所) が実施した ACFTA/AFTA の関税削減効果に関する調査をミャンマー・カンボジアの政府機関や現地日系企業に説明し、現実の FTA 活用の実態について意見交換をすることにある。そして、ミャンマー・カンボジアの日本・中国・ASEAN との貿易における FTA 活用に少しでも参考にしてもらうことにある。

また、第 2 の目的は、ミャンマー・カンボジアにおける貿易統計や実行関税率表、譲許表などの電子媒体の入手可能性を探り、今後の日本企業の FTA 戦略に資する情報提供のための基盤調査を実施することにある。

もしも、これらの統計データの電子媒体を入手することができれば、企業の 1 次情報としてのニーズに応えることが可能だ。さらには、ACFTA/AFTA 調査の対象国にミャンマー・カンボジアを加えることにより、日本企業の東アジアでの多角的なサプライチェーンの形成に役立つ分析を行うことができる。

ロ. 調査結果の概要

1. 日本の FTA の現状

日本は 2002 年にシンガポールとの EPA を発効させたことを手始めに、メキシコや他の ASEAN との交渉を順次進めていった。その結果、日本は 2005 年にはメキシコ、2006 年にはマレーシア、2007 年にはチリとタイ、2008 年にはインドネシア・ブルネイ・フィリピン、2009 年にはスイスとベトナムとの間で 2 国間 EPA を発効させた。

日 ASEAN 包括的経済連携(AJCEP)協定は、2008 年 12 月から順次発効した。2011 年にはインド、2012 年にはペルー、2015 年 1 月にはオーストラリアとの間で EPA を発効させている。

また、日本はモンゴル、カナダ、コロンビア、トルコとの間で2国間EPAを交渉中であるし、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）やRCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日中韓FTA、日EU・EPAらの4つのメガFTAの交渉を開始している。一方では、日韓FTAの交渉を中断しているし、湾岸協力会議（GCC）とのFTA交渉を延期している。

したがって、日本は2015年2月現在において、全部で14のEPA/FTAを発効しているし、交渉中断と交渉延期を含めて10のEPA/FTAを交渉中である。

日本が交渉中のメガFTAを発効させれば、FTAを利用できる国との貿易額は8割を超えることになる。これまで韓国に後塵を拝していた日本のFTA戦略は、一挙にその遅れを取り戻すことになる。

TPP交渉は、日米協議の遅れや国有企業や知的財産権などの問題から、一時は暗礁に乗り上げた。ところが2015年に入り、合意に向けた話し合いが活発化している。日中韓FTAは2014年内の妥結、RCEPは2015年末の合意を掲げていたが、TPP交渉の遅れから両方の交渉スケジュールも当初の目標からずれ込むことになる。

しかしながら、もしも一旦メガFTAが発効すれば、その関税削減効果やサービス分野の自由化のメリットは日本企業にとって大きい。現時点においては、中小企業を中心に日本のFTA利用は十分には進展しておらず、来たるべきメガFTAの効果を生かすためにも、今後の利用促進が望まれる。

なお、日本がまだEPA/FTAの交渉に至っていない主要な国としては、台湾、ロシア、ブラジル、南アフリカ、イスラエル、パキスタンなどが挙げられる。これらの国の関税率は比較的高く、日本がEPA/FTAを結ぶメリットは大きい。

2. ミャンマーとカンボジアの貿易構造

ミャンマーとカンボジアの経済は好調に推移している。外国からの観光客が増加し、外資の進出が活発化しているためだ。両国とも、好調な経済を背景に輸出入が大きく拡大している。2015年～2018年にかけて、両国は既存のFTAにおける関税を大きく削減する予定である。これを契機に、両国の貿易は一段と伸びていくものと思われる。

本報告書においては、なかなか実態がよくわからないミャンマー・カンボジアの貿易構造を同じ業種分類で比較分析し、両国の貿易の現状と課題を浮き彫りにしている。また、それに基づき今後の両国の貿易構造がどのように変化しなければならないのかを展望している。

ミャンマーの輸出先を国別にみると、タイ、中国、インド、シンガポール、日本、香港、韓国、マレーシアの順でシェアが高い。輸入では、中国、シンガポール、タイ、日本、韓国、マレーシア、インド、インドネシア、ドイツの順番となっている。輸出入とも中国、ASEAN、日本、韓国のシェアが高く、米欧は低いのが特徴である。

カンボジアの輸出先を国別にみると、米国、香港、シンガポール、英国、独、加、日本、中国、タイの順でシェアが高く、先進国が上位に並んでいる。輸入では、中国、米国、タイ向けのシェアが高く、日本は10番目であった。

ミャンマーの財別の輸出は、豊富な天然ガス資源を背景にした素材輸出の割合が4

分の3というモノカルチャー的な構造を持っており、「食料・飲料」や「縫製品・履物」に代表される最終財輸出の割合が16%にとどまるのが特徴である。また、カンボジアは委託加工貿易などによる縫製品・履物等の最終財の輸出割合が9割近くに達しており、モノカルチャー的な輸出構造ではミャンマー以上に強い特性を持つ。

ミャンマーとカンボジアは主に中国・ASEANから中間財を輸入しており、その輸入割合は全輸入額の5割～6割を占める。これに対して、中間財を輸出する割合は両国とも7%前後にすぎなく、中間財の東アジア域内相互のサプライチェーン網には組み込まれてはいない。

ミャンマーとカンボジアの貿易構造が高付加価値型に進化するには、素材や繊維・履物などに見られるようなモノカルチャー的な貿易形態から、多くの品目を取り扱う多層的な貿易構造に転換しなければならない。それには多方面からの製造・サービス投資をさらに呼び込む必要があるし、外資の誘致にはインフラと法の整備、規制緩和などが不可欠である。同時に、川上から川下までの国内産業の裾野を広げ、利益を生む体質を作り上げ、競争力を高めなければならない。

現在のミャンマーにおける素材中心、カンボジアの最終財中心の輸出から、もう少し中間財のシェアを高めた貿易構造に転換するようになれば、ミャンマー・カンボジアの輸出入はさらなる持続的な成長を遂げるものと思われる。

3. ミャンマー・カンボジアでFTAの利用率が低い背景

ミャンマーとカンボジアの現地政府関係者との面談において、FTAの利用率を聞くと、一様に低いとの回答が返ってくる。

FTAの利用率が低い理由を列挙すると、まず第1に、中国やタイ、ベトナムなどとのボーダートレード（国境貿易）の割合が高いことを挙げることができる。国境での貿易においては、FTAを利用するケースは少ない。

第2に、ミャンマー・カンボジアの貿易形態は、繊維・履物に代表されるように、関税が免除される経済特区を活用した委託加工貿易型である場合があり、輸入時にFTAを利用する必要がないことが考えられる。

そして第3に、ミャンマー・カンボジアの貿易構造が、資源関連や繊維・履物に偏ったモノカルチャー的なものになっていることを指摘することができる。ミャンマーが資源を輸出する時、中国やインドネシア、タイの鉱物性燃料の輸入関税率は、MFN税率もACFTA/AFTA税率も0%か非常に低い税率であるため、FTAを利用するメリットはあまりない。また、ミャンマー・カンボジアが繊維製品・履物を先進国に輸出する時は、特惠関税制度を活用し無税にすることが可能である。例えば、日本はミャンマー・カンボジアを特別特惠関税適用国に指定しており、繊維・履物関連の多くの品目の関税が撤廃されている。

第4には、ミャンマー・カンボジアにおいては、海外から輸入した製品には関税の他に商業税（Commercial Tax）や登録税が上乗せされる。例えば、ミャンマーで2000cc以上の自動車を輸入した場合は、関税率が40%であり、それに対する商業税が25%、さらに登録税の75%が加算される。したがって、FTAを利用して関税率を削減したと

しても、自動車の輸入においては、依然として高い商業税や登録税が課税されるので FTA の効果は薄れてしまう。この結果、FTA の利用を進める上での 1 つの障害になっている。

これらの要因や両国とも既存の FTA の関税削減スケジュールが遅れていたことなどが複雑に絡み合っているため、一般的には、ミャンマー・カンボジアの FTA の活用が一朝一夕に急拡大することはないと考えられている。

実際に、ミャンマー政府の資料によれば、ミャンマーの中国への輸出において、ACFTA の利用率は 2012 年度では 4%、2013 年度では 4.4%、2014 年度（4 月～8 月）では 4.3%であった。つまり、ミャンマーの中国への輸出で FTA を利用している割合は 5%以下にすぎないということである。

一方、ミャンマーの中国からの輸入においては、輸出と違う動きが見られる。ミャンマーの輸入における ACFTA の利用率は、2010 年度は 0.2%にすぎなかったが、2011 年度は 1.3%に高まり、2012 年度は 11.0%、2013 年度は 16.5%と急速に上昇している。

ミャンマーの最近の中国からの輸入における ACFTA の利用率の上昇は、2015 年以降の関税率の削減効果に対するミャンマー政府関係者等のネガティブな見方をやや見直すことが可能であることを示唆している。

また、現在の高いミャンマーやカンボジアの経済成長が今後とも続き、国内市場での販売を狙った海外からの投資が増えるならば、経済特区による関税の免除を受けられないので、関税を支払わなければならない輸入が増える。したがって、ミャンマー・カンボジアでは、関税を削減するための FTA の利用が拡大することになる。

さらに、日本企業のミャンマー・カンボジアを含めた東アジアでの FTA 活用を引き上げるには、FTA を利用するかどうかの判断に資する有効な情報を、いかに的確でシステムティックに伝達できるかが重要なファクターになる。特に、中堅・中小企業への重点的な情報提供サービスやアドバイスが不可欠であると考えられる。

4. 今後のミャンマー・カンボジアにおける FTA 効果分析の展望

日本企業を含めたミャンマー・カンボジアへの外資の進出が活発化する中で、AFTA/ACFTA のスキームにおいて、ミャンマー・カンボジアは 2015 年～2018 年にかけて大きな関税削減を実施する予定である。

この関税削減スケジュールが進展すれば、日本企業が EPA/FTA を活用し、ミャンマー・カンボジアとその周辺諸国との貿易、あるいはミャンマー・カンボジアと日本との貿易を拡大する好機となる。同時に、ミャンマー・カンボジアの EPA/FTA 効果の分析を取り上げる良いタイミングであると思われる。

今回のミャンマー・カンボジアの現地調査においては、幸運にも貿易、関税、譲許表の統計データを入手することができたので、ACFTA/AFTA 調査にミャンマー・カンボジアを追加することが可能になった。ミャンマー・カンボジアの EPA/FTA 効果を算出すれば、他の ASEAN の効果と比較をすることにより、日本企業の東アジアでのより戦略的な FTA 活用につながると思われる。

これまでは、ミャンマー・カンボジアにおける FTA の利用が進展しなかったし、そ

もそも FTA を利用する必要がない場合が多かった。しかし、カンボジアで操業を開始したイオンのように、国内市場向けの製品を扱っている企業の場合は、その材料や商品は EPA/FTA を活用して海外から調達する必要がある。

ミャンマー・カンボジアが周辺諸国から FTA を活用して輸入する場合においては、ACFTA/AFTA の効果分析でそのメリットを計算することができる。日本から輸入する場合は、ASEAN 日本 EPA (AJCEP) を用いた関税削減効果を算出し、そのメリットを ACFTA/AFTA と比較することができる。

また、ミャンマー・カンボジアから日本へ輸出する場合においては、AJCEP を使うことができるし、開発途上国を対象にした日本の特惠関税制度 (GSP) を利用することができる。日本の関税制度においては、ミャンマーとカンボジアは、いずれも後発開発途上国を対象にした特別特惠関税受益国となっており、通常の GSP よりも広範な商品で関税が無税になる。ちなみに、中国は GSP の受益国であり、特別特惠関税受益国よりも関税削減対象の商品の対象数で少なくなる。

つまり、ミャンマー・カンボジアの日本への輸出では、AJCEP か特別特惠関税制度のどちらかを利用できるので、多くの商品で EPA/GSP を活用した貿易の拡大のメリットを受けることが可能である。したがって、ミャンマー・カンボジアの ACFTA/AFTA 効果のような第 3 国間 FTA 分析だけでなく、AJCEP や特別特惠関税制度のような 2 国間 EPA/GSP の効果分析も実施することが望ましい。

さらには、FTA を活用した場合のミャンマー・カンボジアの特定品目の輸入単価の削減率を分析し、中国・ASEAN・日本だけでなく、韓国・台湾・豪・NZ・インド・米国・独・EU などの国・地域を対象に、FTA 利用による競争力の変化を調査することが有用である。

例えば、ミャンマーが海外からある製品を輸入する場合、FTA を活用できる日本・韓国・中国・ASEAN からの輸入と、FTA を利用できない米国・独からの輸入を比較すると、FTA を活用できる国の方がその製品の輸入単価に上乗せされる関税率を削減できる分だけ競争力で優位になる。

この結果、FTA を活用することで、ミャンマーが輸入する製品の価格競争力にどのような変化が現れるのかを国別 FTA 別に分析し、FTA の効果を明らかにすることが考えられる。これは、企業がまさに東アジアでのグローバル戦略やサプライチェーンの構築に必要な情報であると思われる。

(一般財団法人国際経済交流財団からの委託)

8. 企業の FTA 活用策

イ. 調査の目的

国・地域間の関税および非関税措置を削減・撤廃する FTA（自由貿易協定）は、WTO の多国間交渉が行き詰まるなか、2000 年以降発効件数が急速に増加した。同じく 2000 年以降に世界の貿易額は著しく増加、FTA は世界の貿易を大きく促進した。関税の自由化に伴い FTA の利用は年々増加し、企業は FTA を考慮した生産拠点の再編成といった動きも見せている。また、交渉が進む TPP（環太平洋経済連携協定）が妥結すれば、我が国の貿易にも大きな影響を与えるだろう。

このように FTA がますます重要となる状況において、企業側も FTA の利用により関税の節約が可能で、コストの削減に繋がることは理解している。しかし、FTA がもたらす具体的な効果や運用において直面する問題に触れている資料は決して多くは無く、特に中堅・中小企業にとっては FTA の活用方法について十分な情報が提供されているとは言い難い。そこで、今回は我が国の企業にとって関係の深い東アジア地域を中心に、企業の FTA の活用状況や輸入コストへの影響、運用上の問題点について調査を行った。

ロ. 調査結果の概要

第 1 章 企業の FTA 利用の可能性

企業による FTA 利用は着実に増加している。FTA は一義的には関税支払の節減のために利用されるが、重要性を増しているのは生産ネットワークの構築を目的とする FTA 利用である。これは戦略的な FTA 利用であり、代表的な事例は ASEAN 自由貿易地域（AFTA）の ASEAN 域内の生産拠点の再編のための利用である。ASEAN+1FTA や交渉中の TPP も戦略的に利用される FTA となろう。

FTA の利用は関税撤廃が中心だったが、今後はその他の分野での利用にも注目すべきである。先進国では農業分野を除き工業製品関税は引下げられてきているからだ。非関税障壁の撤廃は EU が重視しており、EU 韓国 FTA では特定産業の非関税障壁撤廃が規定された。日 EUFTA では非関税障壁が交渉の焦点となっており、AFTA でも取り組みを始めた。

サービス貿易では、WTO のサービス貿易協定（GATS）での約束を上回る自由化を FTA でどこまで実現できるかがポイントとなる。GATS の約束レベルは低く、とくに途上国では FTA でサービス投資（モード 3）の自由化範囲を拡大することが望まれる。

投資は WTO ではサービスを除き協定がない。そのため、FTA での自由化交渉は重要である。途上国は投資誘致のための自由化政策を進めているが、全ての国を対象とする自由化レベルを上回る自由化が FTA 交渉の目的となる。

第 3 国間の FTA によるサービス、投資の自由化を日本企業が利用することは可能である。

FTA のサービスと投資自由化規定には、「利益の否認」規定により FTA 当事国の企業以外は自由化の恩恵の対象外となっているが、「実質的に事業を行っている」企業は恩恵の対象となるからだ。

政府調達も FTA により市場参入が可能となる分野であり、TPP により WTO の政府調達協定に参加していない TPP 参加国の政府調達への参加の道が開けるだろう。

第 2 章 企業から見た FTA の利用と課題

FTA の締結は、企業が FTA を活用して関税の減免を享受できて始めてメリットがある。だが、実際に企業が関税減免のメリットを享受するには、いくつかの障壁がある。

企業が FTA による輸入関税の減免を受けるためには、輸入者が輸入税関に対し、FTA 原産地証明書を提示しなくてはならない。その FTA 原産地証明書の申請は輸出者が行う。その際、輸入者と価格交渉等の十分な事前協議をせず、輸入者から言われるままに FTA 原産地証明書を取得すると、輸出者はコストとコンプライアンス上のリスクのみを負うことになる。輸出振興に資する FTA 活用を促進させたいと考えた場合には、輸出国側で十分な情報提供と FTA 活用のノウハウを持った人材育成が不可欠である。

また、FTA を活用する際には、HS コードや FTA の税率、原産地規則など、多くの情報を収集しなくてはならない。企業は輸出相手国ごとに、異なる形式のデータベースを検索するなど、協定の原文を地道に調べる必要がある。その労力もコストに上乘せされる。

FTA 活用上の課題は、少しずつ解決されつつあるが、FTA 活用時の HS コードの統一、FTA に関するデータベースや相談窓口、事前教示制度の整備、原産地証明書の価格記載要件撤廃及び電子化などについては、更なる改善が期待される。

第 3 章 東アジア地域の貿易動向と輸入コストへの影響

2000 年以降の世界貿易は、輸出における中国の急速な拡大と日本の伸び悩みが特徴的であった。東アジア地域では従来、日本の輸出拡大をけん引してきた機械・電機において日本のシェアが急速に減少、中国が大きく台頭した。また、ASEAN の各国も輸出を拡大しており、タイは輸送機械・部品、ベトナムは機械・電機で各国におけるシェアを高めつつある。

こうした貿易構造の変化と同時に、FTA の発効件数も大幅に増加した。FTA による関税の削減は製品のコスト競争力の増加につながるが、今回調査した ASEAN 自由貿易協定 (AFTA)、ASEAN 中国自由貿易協定 (ACFTA)、そして日本との間に締結された日本-タイ経済連携協定 (JTEPA)、日本-インドネシア経済連携協定 (JIEPA) を比較すると、日本との JTEPA、JIEPA は他の FTA に比べて関税削減がもたらす効果は小さかった。

今後は日本の企業においても、海外の拠点を結ぶ第三国間の FTA を使いこなすことがますます重要になってくる。日本でも AFTA や ACFTA などの第三国間 FTA について、より多くの情報を提供する必要がある。

第4章 タイをはじめとした進出企業の FTA 利用状況と課題

1993年に発効した ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) は、22年を経た 2015年、後発加盟国が一部の品目を猶予措置として関税を残している以外は全ての関税を撤廃、完成した。その結果、ASEAN10カ国の自由化率は90%台半ばに達し、AFTAは高水準の FTA となった。

ASEAN の域内統合の柱である AFTA は、東アジア経済統合の核となり、今や ASEAN は東アジアで5つの FTA を構築するまでになった。これら5つの ASEAN+1FTA も、関税の低減に伴い、FTA 利用率は年々高まるとともに、企業は最適地での集中生産・相互補完を求め、拠点の統廃合が活発化するなど、東アジア大で FTA がもたらしたインパクトは大きい。

しかし、5つの ASEAN+1FTA は、各々自由化率のみならず、利用条件、原産地規則も異なる。これが利用企業の負担となっている。更に、実務ベースでは、輸出入国での関税番号の相違、Back to Back とリ・インボイスの併用の否認、関税番号変更基準を用いた累積に関する関係当局間の認識の相違など、FTA を利用する上で様々な問題が発生している。これら問題を抱えながらも、FTA は企業にとって欠くことの出来ないインフラとなっている。

第5章 北陸企業のグローバル化と FTA 利用—繊維産業と ASEAN を中心に—

海外取引における FTA (自由貿易協定) の利用は着実に拡大しつつある。しかし地方においては大都市圏と異なり中堅・中小企業が主体となることから、グローバル企業の国際化戦略とは同列に論じることができない。ここでは北陸三県の現況と、各県において共通してシェアの高い繊維産業を中心に議論をする。近年の繊維製品輸入は中国からの比率が減少傾向にあり、替わって ASEAN からの輸入が拡大しつつある。

ASEAN 各国における繊維産業の工程別の発展段階の違いが見られる。また ASEAN からの繊維製品輸入に際して、関税の減免を受けるための特恵関税利用や、ASEAN 各国との二国間、包括的 EPA の利用がおこなわれている。繊維製品に関しては原産性の判断が複雑で、各工程でどのような部材が生産、調達され加工されているかの工程基準を理解して制度を利用する必要がある。

(この報告書は、公益財団法人 JKA からの競輪の補助金により作成した。)

9. ITI 長期日本経済・産業予測 (2015 年版) 燃料価格変化の日本経済への影響

イ. 調査の目的

当研究所が維持する「日本産業連関ダイナミックモデル (JIDEA)」の改訂をおこない、それを使って 2030 年までの長期の日本経済・産業の発展経路の予測を行う。2014 年末から原燃料価格の低下があったため、これをベースに推計を行う。一方、この原燃料価格の低下が日本経済に及ぼす影響についてシミュレーションを行い計測する。

なお、2030 年までの日本経済・産業の長期予測結果 (報告書第 1 章) については、ホームページに「低原燃料価格の下での日本経済」のタイトルにより掲載し、広く参考に供するとともに、予測結果の経済・産業データを希望者がネットを通じてダウンロードできるようにする。

ロ. 調査結果の概要

予測の前提条件として、2011 年の東日本大震災、福島原発事故により大きな打撃を被った年を出発点とし、その後の復興投資、復興支援という政府の特別支出は予測値に加えた。2014 年および 2016 年に予定されている消費税率引き上げは既にモデルに加えてある。また、2014 年末から 2015 年にかけて原油価格の暴落 (2014 年通年実績値に対し 2015 年初頭には 54.4%の低下) があり、これが今後も持続する (2016 年以降 2015 年初頭のレベルから毎年 2%の低い上昇を維持) と仮定し、日本経済・産業について予測を行った。アベノミックスは効果を生じ初めている面もあるが、主として金融・通貨面での措置であり、本モデルは実体経済を扱う産業連関モデルであるため、その影響は明示的には加えていない。

復興投資などにより、経済は持ち直し、2010 年代半ばにやや高い成長が生じるが、可処分所得が引き続き増大する要因は見当らず、経済はマイナス成長を含む低い成長で推移する。一人当たりの消費レベルは維持されるとしても、消費全体は人口縮小によってマイナス成長となる。国内需要の縮小に加え、グローバリゼーションの進展に伴う国際競争の激化により、民間設備投資は漸減し、この面からも経済は縮小に向かわざるを得ない。

第 1 章において、2030 年までの日本経済、産業の発展経路のシミュレーションを行い、産業別に消費、投資、輸出入、国内生産、雇用がどのように変化するかを予測した。

第 2 章において、石油価格が 2014 年のレベルを維持、すなわち原油価格が再上昇した場合を代替ケースとして、それが日本経済に与える影響について分析した。

第 3 章において為替変動と原油価格の変化との日本経済・産業に対する影響比較を行った。

(JIDEA モデル研究グループによる自主調査)

10. 国際貿易投資研究会

イ. 調査の目的

TPP（環太平洋経済連携協定）や日中韓 FTA、あるいは RCEP（東アジア地域包括的経済連携協定）などの FTA 交渉が活発化している。また、TTIP（環大西洋貿易投資連携協定）や日 EUEPA などの日米欧間のメガ FTA も動いている。こうした FTA などの日本を取り巻く国際貿易・投資の最新動向に関して調査研究を行うため、「国際貿易投資研究会」を開催している。

ロ. 調査結果の概要

ITI 国際貿易投資研究会のメンバーは約 50 名。研究会は年 6～7 回実施している。2014 年度の研究会の実施内容は以下の通り。

- ・ 第 1 回 2014 年 4 月 21 日(月)
パナソニック（株） 渉外本部 国際渉外グループ 参事 上之山陽子様
「FTA 活用時の問題点について」
- ・ 第 2 回 2014 年 6 月 16 日(月)
長部重康 法政大学名誉教授：EU の対外通商政策と FTA 戦略
田中友義 国際貿易投資研究所(ITI)客員研究員：日 EU 関係と日 EU 経済連携協定
新井俊三 国際貿易投資研究所(ITI)客員研究員：日 EU 経済連携協定の争点
- ・ 第 3 回 2014 年 7 月 28 日(月)
馬田啓一 ITI 研究会座長：「TPP とアジア太平洋の新通商秩序」
江原規由 ITI 研究主幹：「中国と TPP」
- ・ 第 4 回 2014 年 10 月 6 日(月)
ジェトロ国際経済研究課 椎野課長
ジェトロ国際経済研究課 米山課長代理
「2014 年ジェトロ世界貿易投資報告の概要とアジアの通商関係」
- ・ 第 5 回 2014 年 12 月 15 日(月)
財務省関税局調査課課長補佐 香川里子様
「主要国の原産地証明制度の現状と FTA 活用の実態」
- ・ 第 6 回 2015 年 2 月 16 日(月)
東京大学名誉教授、元 WTO 上級委員、ITI 前理事長 松下満雄様

「資源輸出規制と WTO 秩序」

これまでに ITI 国際貿易投資研究会やメンバーの成果を基に発行、あるいは刊行を予定している出版物は、以下の通り。

- ・山澤逸平、馬田啓一、国際貿易投資研究会編著、『通商政策の潮流と日本—FTA 戦略と TPP』、勁草書房、2012 年 4 月
- ・馬田啓一、浦田秀次郎、木村福成編著、『日本の TPP 戦略—課題と展望』、文眞堂、2012 年 5 月
- ・石川幸一、馬田啓一、木村福成、渡邊頼純編著、『TPP と日本の決断』、文眞堂、2013 年 2 月
- ・山澤逸平、馬田啓一、国際貿易投資研究会編著、『アジア太平洋の新通商秩序—TPP と東アジアの経済連携』、勁草書房、2013 年 10 月
- ・石川幸一、清水一史、助川成也編著、『ASEAN 経済共同体と日本—巨大統合市場の誕生』、文眞堂、2013 年 12 月
- ・石川幸一・馬田啓一・渡邊頼純編著、『TPP 交渉の論点と日本—国益を巡る攻防』、文眞堂、2014 年 6 月
- ・石川幸一、馬田啓一、国際貿易投資研究会編著、『FTA 戦略の潮流：課題と展望』、勁草書房、2015 年 3 月
- ・石川幸一、馬田啓一、高橋俊樹編著、『メガ FTA 時代の新通商戦略』、文眞堂、2015 年 6 月刊行予定
- ・石川幸一・馬田啓一・朽木昭文編著『アジアの開発と地域統合：新しい国際協力を求めて』、日本評論社、2015 年 9 月刊行予定

11. 中国研究会

イ. 調査の目的

中国は世界最大の生産大国であり、世界最大の貿易大国になろうとしている。これを可能にしたのは中国の積極的な外資導入にあったが、今後は、中国企業の対外進出に中国経済の成長が大きく依存する状況にある。2012年の対内投資額が、前年比3.7%減(1117億ドル)であったのに対し、同年の対外投資は、世界の対外投資が伸び悩む中でも28.5%増(772億ドル)と急増している。対外が対内投資を超えるのは時間の問題である。

中国は、2010年に世界第二位のGDP大国となっており、中国経済の行方は世界経済の発展に、ひいては、中国を最大の貿易パートナーとする日本の経済の行方にも大きく関わっている。

中国政府は対外投資(2013年：世界第3位)を積極的に推進しているが、その全体像は必ずしも明らかではない。近年、中国企業の対外投資を積極的に受けようとする各国・地域が増えてきている。さらに、世界経済の発展の趨勢を握るとされる地域経済連携が進む中、中国の対外投資が各国・地域経済の行方にどう影響してくるのか、大きな注目点となっている。

世界経済における中国の対外投資の影響を分析しつつ、日本を含む世界各国・地域における中国との事業連携のプラスとマイナス面を明らかにすることを調査目的とした。

ロ. 調査結果の概要

下記のとおり、調査目的に沿って、4回研究会を開催した。同研究会では、研究会委員にとどまることなく、日中の学者、日中メディア関係者、日中ビジネス関係者などの参加を得て開催された。その成果は、主に、報告書によって対外発信されるほか、研究会メンバー等による講演、大学の授業などでも引用紹介された。

第1回中国研究会開催

日時：6月3日(月) 18:30~20:30

場所：国際貿易投資研究所 会議室

議事：打ち合わせ(事務/今後計画など)

出席者：6名

役割分担：下記のとおり各委員がそれぞれ得意分野につき、9月以降開催の研究会(9月、10月、2014年1月開催予定)で報告し、レポートとする。

委員担当分野：

梶田幸雄「中国の海外投資政策の意義、要件、効果～国内経済への影響」

江原規由「中国政府のFTA戦略と海外投資～世界・日本経済への影響」

小林 伶「中国企業の海外投資の実態 ～ 投資の動向」
江 利紅「中国政府の海外投資促進法の動向」（報告書提出のみ）
露口洋介「中国企業の海外投資と人民元の国際化」
菊地正俊「中国企業の対日投資と日本への影響」
高田智之「中国企業の対日投資の現状と課題 ～ 事例研究」
王晶宝 「中国地方都市の走出去の実際～ 対日投資を中心に」

第2回中国研究会開催

日 時：9月2日（月） 18:30～20:30
場 所：国際貿易投資研究所 会議室
委員出席者：6名
テーマ&報告者：
中国の対外直接投資の国内産業への影響（梶田幸雄）
中国の走出去の新たな展開（江原規由）
参加者：26名

第3回中国研究会開催

日 時：10月30日(木) 18:30～20:30
場 所：国際貿易投資研究所 会議室
委員出席：5名
テーマ&報告者：
中国の為替管理自由化（露口洋介）
中国企業の海外投資の実態 ～ 投資の動向（小林 伶）
参加者：28名

第4回中国研究会開催

日 時：2015年3月19日(木) 18:30～20:30
場 所：国際貿易投資研究所 会議室
委員出席：5名
テーマ&報告者：
中国の対日投資と受け入れ側の現状と課題（高田智之）
—ホテル・旅館経営と介護ビジネスの現場から—
参加者：23名

2014年の中国の対外投資規模はほぼ1400億ドルとなり、対内（中）投資を200億ドル上回り、史上初めて、中国は資本の純輸出国となった。このことは、世界経済における新たな潮流といえる。また、2014年には、人民元の対ドルレートが高止まりとなり、このことも、中国の対外投資の拡大に大きく貢献したといえる。

本調査は、まさに、こうした中国経済の方向性を先取りしたといえる。そのことは、

各委員の研究テーマに明らかである。中国の対外投資をこれほど幅広く、かつ、深掘した研究はほかにあまり類を見ないと確信する。

また、国際金融の専門家による、世界経済における人民元の動向を研究できたことは先見性があったと同時に、対中ビジネスに従事する各方面にタイムリーな情報提供ができたと確信する。なお、人民元は、目下支払通貨として世界第 5 位の規模となっている。

さらに、中国側（中国地方自治体駐日事務所）から見た中国（企業）の対外投資の現状、課題、事例などを研究し、対外発信できたことは本研究会ならではの成果であり、かつ、毎回、外部から多数の参加を得て活発な議論できたことも、大きな成果となった。

中国の対外投資は、今後さらに拡大することが確実な情勢であり、こうした世界経済の新潮流につき、本研究会は各界に問題意識を喚起できたと確信する。

・中国法律研究会

なお、中国研究会とは別に、国際貿易投資研究所による中国法律研究会 (ITI 会議室) を 4 回、外部セミナー（麗澤大学東京研究センター）を 1 回開催しており、外部からの参加者（20 名～30 名）を得て、本調査事業の委員が各テーマで報告を行っている。

- ①7 月 22 日：「中国の憲法、行政法の最新動向」
- ②10 月 9 日：「中国の国際投資仲裁に対する考え方」
- ③12 月 11 日：「中国の法治建設」
- ④4 月 23 日：中国食品安全法から見た行政管理体制の問題点

・外部セミナー開催（麗澤大学東京研究センター）

- ①7 月 24 日：「中国政府の FTA 戦略と日本」、「中国と ASEAN との FTA の効果と日本への影響」

これまでに ITI 中国研究会やメンバーの成果をもとに刊行（刊行予定を含む）した出版物（著作、論文等）は以下のとおり。

- ①「日本企業の買収に動く中国マネー ～ 日本企業のリスクとチャンス」『リスクマネジメント TODAY』リスクマネジメント協会、2015 年 1 月
- ②『中国の食品安全管理体制と法整備に関する研究』麗澤大学企業倫理研究センター、2015 年 3 月
- ③「日本国憲法改正の動向」華東政法大学法律学院、2014 年 11 月 25 日
「4 中全会の中国法治建設に対する見解と日本の法治建設経験について」
- ④「TPP 交渉の論点と日本一国益をめぐる攻防」 文真堂 2014 年 6 月
- ⑤「メガ FTA 時代の新通商戦略」 文真堂 2015 年 6 月

その他、研究会の成果として人民日報など日中関係機関からの投稿依頼、講演依頼など多数。

II 統計データ整備と分析

1. 世界主要国の直接投資統計集（2014年版） I. 概況編

イ. 調査の目的

当研究所は、設立以来一貫して国際経済や貿易・投資に係わる調査研究活動を通じ「グローバル・エコノミーの動態」を多角的に解明し、その成果を広く提供することを基本方針にし、各国の直接投資に関わる調査研究を行う一方、直接投資統計の整備は当研究所の大切な役割と考え直接投資統計利用者のためのデータベースを構築している。

「世界主要国の直接投資統計集」は当研究所の「国際直接投資統計データベース」の中から利用頻度が高いと思われる表を選び最新データを中心にとりまとめ、国際直接投資の動向に関心を持つ方々の基礎的情報源として広く活用していただくことが目的である。

このため、「世界主要国の直接投資統計集」は、1997年3月以来毎年発行しているもので、今年度は19回目にあたる。収録内容の拡充に伴い、2008年度以前の「世界主要国の直接投資統計集」の第1章に相当する部分を「I. 概況編」。第2章に相当する部分を「II. 国別編」と2分冊にしている。本資料は、国際比較を目的に直接投資統計と直接投資関連指標を中心に収録している。

「世界主要国の直接投資統計集 II 国別編」とあわせて活用されることを願っている。

ロ. 調査結果の概要

世界の主要国・地域の政府・国際機関等が発行する直接投資統計をもとに国際貿易投資研究所が作成した「国際直接投資統計データベース」の中から利用頻度が高い国際機関のデータを抜粋、加工し掲載したものである。国際機関の統計から、世界中の国々の直接投資額や投資収益などが把握できる。

主要国の直接投資統計集は、「I 概況編」と「II 国・地域別編」の2分冊に分かれている。「I 概況編」は、国際比較を念頭に、国際機関の直接投資統計および直接投資関連指標を、「II 国・地域別編」は主要国の直接投資統計を掲載している。

「I 概況編」の主な掲載内容は次のとおり。

1) IMF（国際通貨基金）国際収支ベースの直接投資額

IMF発行の統計資料（IFS：“International Financial Statistics”）掲載の194か国を対象に对外直接投資額・対内直接投資額、Balance of Payments Statistics掲載の対内直接投資残高および对外直接投資残高などを国際比較できるように作表している。

2) OECD 加盟国の直接投資額

OECD 発行の統計資料 (“International Direct Investment Statistics”) 掲載の OECD 加盟各国の対外直接投資統計と対内直接投資統計を使用して、投資マトリックス形式に組み替え作表している。

3) 国連貿易開発会議 (UNCTAD) 発行の World Investment Report の直接投資額
UNCTAD 発行の資料 (“World Investment Report”) 掲載の直接投資額他をもとに、製表し掲載している。

4) 各国の直接投資収益等
国際通貨基金 (IMF) の国際収支統計資料 (“Balance of Payments”) をもとに投資収益等を製表し掲載している。

5) 直接投資関連指標
各国の直接投資の規模などを理解するために、IMF 等の統計をもとに直接投資額の対 GDP 比、投資収益率、1 人あたりの投資額、対内直接投資と対外直接投資の比率などの指標を作成し掲載した。また、直接投資に関連している主要指標として、所得収支、ポートフォリオ収支、サービス貿易収支などについても IMF の国際収支統計資料より作成し掲載している。

なお、IMF の国際収支統計は国際収支マニュアル第 6 版を基準に改定したので、直接投資に関連するサービス貿易関連系列は、第 6 版基準のものを採用している。

「世界主要国の直接投資統計集」(2014年版) I . 概況編に収録した統計一覧

| | 対内 | 対外 | フロー | ストック | 年次 | 備考 |
|----------------------------|----|----|------|------|-----------|--------|
| 【国際比較統計】 | | | | | | |
| 1. IMF の直接投資統計 | ○ | ○ | 国際収支 | | 2004-2013 | |
| 2. IMF の直接投資残高 | ○ | ○ | | ○ | 2004-2013 | |
| 3. OECD 諸国を中心とした直接投資マトリックス | ○ | ○ | ○ | | 2011-2012 | |
| 同 (ストック) | ○ | ○ | | ○ | 2011-2012 | |
| 4. UNCTAD | | | | | | |
| 直接投資統計の 5 カ年平均・構成比 | ○ | ○ | ○ | | 1991-2013 | |
| 同 (ストック) | ○ | ○ | | ○ | 2004-2013 | |
| クロスボーダー M&A による直接投資 | | | | | 2004-2013 | |
| 多国籍企業上位 50 社 | | | | | 2013 | |
| 開発途上国を母国とする多国籍企業上位 25 社 | | | | | 2012 | |
| 金融分野における多国籍企業上位 50 社 | | | | | 2012 | |
| 5. 投資収益 | 支払 | 受取 | 国際収支 | | 2004-2013 | |
| 6. 所得収支 | 支払 | 受取 | 国際収支 | | 2004-2013 | |
| 7. ポートフォリオ投資 | 支払 | 受取 | 国際収支 | | 2004-2013 | |
| 8. 直接投資関連指標 | | | | | 2004-2013 | 投資収益率等 |
| 9. その他の関連指標 | | | | | 2004-2013 | |

2. 世界主要国の直接投資統計集（2014年版） II. 国別編

イ. 調査の目的

当研究所は、設立以来一貫して国際経済や貿易・投資に係わる調査研究活動を通じ「グローバル・エコノミーの動態」を多角的に解明し、その成果を広く提供することを基本方針にし、各国の直接投資に関わる調査研究を行う一方、直接投資統計の整備は当研究所の大切な役割と考え直接投資統計利用者のためのデータベースを構築している。

「世界主要国の直接投資統計集」は当研究所の「国際直接投資統計データベース」の中から利用頻度が高いと思われる表を選び最新データを中心にとりまとめ、国際直接投資の動向に関心を持つ方々の基礎的情報源として広く活用していただくことが目的である。

このため、「世界主要国の直接投資統計集」は、1997年3月以来毎年発行し、今年度は18回目にあたる。収録内容の拡充に伴い、2008年度以前の「世界主要国の直接投資統計集」の第1章に相当する部分を「I. 概況編」。第2章に相当する部分を「II. 国別編」と2分冊にしている。本資料は、そのうちの主要国の直接投資統計を収録したものである。

「世界主要国の直接投資統計集 I 概況編」とあわせて活用されることを願っている。

ロ. 調査結果の概要

世界の主要国・地域の政府・国際機関等が発行する直接投資統計をもとに国際貿易投資研究所が作成した「国際直接投資統計データベース」の中から利用頻度が高い63カ国・地域・機関のデータを抜粋、加工し編集した年刊統計資料である。

国際機関の統計から各国の直接投資額や直接投資収益などは把握できるが、各国の国・国別、業種別、さらに国別・業種別の動向を知ることはできない。このため、日本の直接投資が大きい国や世界の直接投資の動向を把握するのに欠かせない国を選んで収集したデータを取りまとめたのが「世界主要国の直接投資統計集」の「II 国・地域別編」である。

国・地域別編の主な特徴は次のとおり。

1. 掲載している表

直接投資の各国の統計の中には様々な項目があるが、本統計集では利用頻度が最も高いと考えられる

- ① 国別表
- ② 業種別表
- ③ 国別・業種別表 のみを掲載している。

①、②についてはデータの収集、整合性の確保が可能である限り、最新年から10年間の時系列データを掲載している。③については過去のデータが入手されている場合でも、紙面の制約上最新年（度）のみ掲載している。

また①、②、③について同一国・地域の統計で年（度）別・累計、フロー・ストック、認可・実行等のベースの異なったデータが存在する場合は、可能な限り、いずれのベースのデータも掲載するよう努めた。なお累計、ストックは断りの無い限り各年末時点のデータである。

2. 表形式の統一

表の形式についても、利用の際の便宜上できるだけ統一されることが望ましい。しかし、国・地域区分、業種分類は、各統計毎にかなりの相違がある。本統計集では国・地域区分のみについて可能な範囲で形態の統一に努めたが、業種分類については原則として原統計のままとした。

1) 各統計間の国・地域の配列の統一

本統計集では、原則として国・地域の配列を次のように統一した。

地域の配列：

アジア（サブ・エリアとして ASEAN10、ASEAN5）、大洋州、北米、中米、南米、欧州（サブ・エリアとして EU27、EU25、EU15、EFTA、ロシア・CIS 等）、中東、アフリカ、その他、国際機関等の順にそろえている

地域の分類・配列の原則は、本統計集を作成するに当たり便宜上定めたものに過ぎない。もし原統計の内容がこの原則に従って再分類・配列できない原統計の場合は、原統計の方式に従った。また、個別の国がどの地域に属するかについても統計毎に一致がみられないという問題がある。地域毎の小計データを明らかにしている場合には、これを維持するため所属地域を原統計のままとした。ただし、一部、地域区分が明らかに誤っていると考えられる場合には修正を行った。地域毎の小計データは、原統計中にデータがある場合は掲載しているが、それ以外の場合は計算不能であるため掲載していない。

2) 同一の統計における分類・配列の修正

同一の統計でも、年によって国・地域区分、業種分類が異なる場合がある。国・地域、業種の分類は最新版のものに従うが、そのため時系列データについては、整合性を持たせるため、分類の変更が行われた時点以前のデータについて、一部加算、減算を行っている場合がある。分類が根本的に変更され、加算、減算を行っても整合性が保てない場合は古い方のデータを「NA」（不詳）としている。

3) 内訳と合計の不整合

世界、地域、業種グループ等の合計値と内訳数値の計算上の合計が大きく乖離している場合がある。その際は、明らかな誤植等によるものでない限り公表値を掲載している。

4) 原数値の訂正等

原数値が改定されている場合は、過去にさかのぼって更新している。

【別表-1】「世界主要国の直接投資統計集」(2014年版) I. 概況編に収録した統計一覧

| | 対内 | 対外 | フロー | ストック | 年次 | 備考 |
|----------------------------|----|----|------|------|-----------|--------|
| 【国際比較統計】 | | | | | | |
| 1. IMF の直接投資統計 | ○ | ○ | 国際収支 | | 2003-2012 | |
| 2. IMF の直接投資残高 | ○ | ○ | | ○ | 2003-2012 | |
| 3. OECD 諸国を中心とした直接投資マトリックス | ○ | ○ | ○ | | 2010-2011 | |
| 同 (ストック) | ○ | ○ | | ○ | 2010-2011 | |
| 4. UNCTAD | | | | | | |
| 直接投資統計の5ヵ年平均・構成比 | ○ | ○ | ○ | | 1991-2012 | |
| 同 (ストック) | ○ | ○ | | ○ | 2003-2012 | |
| クロスボーダーM&Aによる直接投資 | | | | | 2003-2012 | |
| 多国籍企業上位50社 | | | | | 2012 | |
| 開発途上国を母国とする多国籍企業上位25社 | | | | | 2011 | |
| 金融分野における多国籍企業上位50社 | | | | | 2012 | |
| 5. 投資収益 | 支払 | 受取 | 国際収支 | | 2003-2012 | |
| 6. 所得収支 | 支払 | 受取 | 国際収支 | | 2003-2012 | |
| 7. ポートフォリオ投資 | 支払 | 受取 | 国際収支 | | 2003-2012 | |
| 8. 直接投資関連指標 | | | | | 2003-2012 | 投資収益率等 |
| 9. その他の関連指標 | | | | | 2003-2012 | |

【別表-2】「世界主要国の直接投資統計集」(2014年版) II. 国別編に収録した統計一覧

| | 対内 | 対外 | フロー | ストック | 年次 | 備考 |
|--------------------|----|----|------|------|---------------|---------|
| 【各国の直接投資統計】 | | | | | 【最新時点】 | |
| 1. オーストラリア | ○ | ○ | ○ | ○ | 2012 | |
| 2. オーストリア | ○ | ○ | 国際収支 | ○ | 2012 | |
| 3. バングラデシュ | ○ | | ○ | | 2012.6 | 登録額(年度) |
| 4. ベルギー | ○ | ○ | 国際収支 | | 2012 | |
| 5. ブラジル | ○ | ○ | ○ | | 2012 | |
| 6. ブルガリア | ○ | | ○ | | 2013 | |
| 7. カナダ | ○ | ○ | ○ | ○ | 2012 | |
| 8. チリ | ○ | ○ | ○ | | 2012 | 実行 |
| 9. 中国 | ○ | | ○ | | 2012 | 認可・実行 |
| | | ○ | ○ | ○ | 2012 | |
| 10. クロアチア | ○ | ○ | ○ | | 2012 | |
| 11. キプロス | ○ | ○ | ○ | ○ | 2012 | |
| 12. チェコ | ○ | ○ | ○ | | 2013 | |
| | ○ | ○ | | ○ | 2012 | |
| 13. デンマーク | ○ | ○ | ○ | ○ | 2013 | |
| | ○ | ○ | ○ | | 2012 | |
| 14. エストニア | ○ | ○ | ○ | ○ | 2013 | |
| 15. フィンランド | ○ | ○ | ○ | ○ | 2013 | |
| 16. フランス | ○ | ○ | 国際収支 | ○ | 2012 | |
| 17. ドイツ | ○ | ○ | | ○ | 2011 | |
| 18. ギリシャ | ○ | ○ | 国際収支 | | 2012 | |

| | 対内 | 対外 | フロー | ストック | 年次 | 備考 |
|--------------|----|----|------|------|--------|---------|
| 19. 香港特別行政区 | ○ | ○ | ○ | ○ | 2012 | |
| 20. ハンガリー | ○ | ○ | 国際収支 | | 2012 | |
| 21. インド | ○ | | ○ | | 2013 | |
| 22. インドネシア | ○ | | ○ | | 2012 | 国際収支 |
| 23. アイルランド | ○ | ○ | ○ | ○ | 2012 | |
| 24. イタリア | ○ | ○ | ○ | ○ | 2011 | |
| 25. 韓国 | ○ | | ○ | | 2013 | 届出 |
| | | ○ | ○ | | 2013 | 認可・実行 |
| 26. ラオス | ○ | | ○ | | 2013 | 認可 |
| 27. ラトビア | ○ | ○ | | ○ | 2013 | |
| 28. リトアニア | ○ | ○ | ○ | ○ | 2013 | |
| 29. マレーシア | ○ | ○ | ○ | | 2013 | |
| | ○ | ○ | | ○ | 2012 | |
| | ○ | | ○ | | 2013 | 認可 |
| 30. メキシコ | ○ | | ○ | | 2013 | 届出 |
| 31. ミャンマー | ○ | | ○ | | 2014.3 | 認可 |
| 32. オランダ | ○ | ○ | 国際収支 | ○ | 2013 | |
| 33. ニュージーランド | ○ | ○ | ○ | ○ | 2013.3 | 実行 |
| 34. ノルウェー | ○ | ○ | ○ | ○ | 2012 | |
| 35. パキスタン | ○ | | ○ | | 2013.6 | |
| | ○ | | | ○ | 2012 | |
| 36. ペルー | ○ | | | ○ | 2013 | 認可 |
| 37. フィリピン | ○ | | 国際収支 | | 2013 | |
| 38. ポーランド | ○ | | ○ | ○ | 2012 | |
| 39. ポルトガル | ○ | ○ | 国際収支 | | 2013 | |
| 40. ルーマニア | ○ | | | ○ | 2012 | |
| 41. ロシア | ○ | | ○ | ○ | 2012 | |
| | | ○ | | ○ | 2011 | |
| 42. シンガポール | ○ | | ○ | | 2012 | 約束額 |
| | ○ | ○ | | ○ | 2011 | |
| 43. スロバキア | ○ | ○ | 国際収支 | ○ | 2012 | |
| 44. スロベニア | ○ | ○ | | ○ | 2012 | |
| 45. 南アフリカ | ○ | ○ | | ○ | 2012 | |
| 46. スペイン | ○ | ○ | ○ | | 2013 | 実績額 |
| 47. スウェーデン | ○ | ○ | ○ | | 2013 | |
| 48. スイス | ○ | ○ | 国際収支 | ○ | 2012 | |
| 49. 台湾 | ○ | ○ | ○ | | 2012 | 認可 |
| 50. タイ | ○ | | 国際収支 | | 2013 | |
| | ○ | | ○ | | 2012 | |
| 51. トルコ | ○ | | 国際収支 | | 2012 | エクイティー分 |
| 52. 英国 | ○ | ○ | ○ | ○ | 2012 | |
| 53. 米国 | ○ | ○ | ○ | ○ | 2012 | |
| 54. ベトナム | ○ | ○ | ○ | ○ | 2012 | 認可 |
| 55. 日本 | ○ | ○ | 国際収支 | | 2013 | |
| | ○ | ○ | | ○ | 2013 | |

【別表-3】「世界主要国の直接投資統計集」(2014年版)Ⅱ.国別編掲載統計の情報源

| 国名 | 資料発行機関 |
|----------|---|
| オーストラリア | AUSTRALIAN BUREAU OF STATISTICS (ABS) |
| オーストリア | Oesterreichische Nationalbank (OeNB) |
| バングラデシュ | Board of Investment |
| ベルギー | Banque Nationale de Belgique |
| ブラジル | Banco Central do Brasil (BCB) |
| ブルガリア | BULGARIAN FOREIGN INVESTMENT AGENCY (BFIA) |
| カナダ | STATISTICS CANADA |
| チリ | Chile Foreign Investment Committee |
| 中国 | 中国商務省 |
| クロアチア | Croatian National Bank |
| キプロス | Central Bank of Cyprus |
| チェコ | Czech National Bank (CNB) |
| デンマーク | Danmarks Nationalbank |
| エストニア | Enterprise Estonia (EAS) |
| フィンランド | Bank of Finland |
| フランス | Banque de France |
| ドイツ | Deutsche Bundesbank |
| ギリシャ | Bank of Greece |
| 香港特別行政区 | Census and Statistics Department Hong Kong Special Administrative Region People's Republic of China |
| ハンガリー | National Bank of Hungary |
| インド | Department of Industrial Policy & Promotion |
| インドネシア | Bank Indonesia |
| アイルランド | Central Statistics Office Ireland |
| イタリア | Bank of Italy |
| 日本 | 財務省、日本銀行 |
| 韓国 | Ministry of commerce Industry and Energy, The Export-Import Bank of Korea |
| ラトビア | Bank of Latvia |
| リトアニア | Bank of Lithuania |
| ラオス | Investment Promotion Department (IPD) |
| マレーシア | Malaysian Industrial Development Authority (MIDA), Central Bank of Malaya |
| メキシコ | COMISION NACIONAL DE INVERSIONES EXTRANJERAS |
| ミャンマー | Central Statistical Organization (CSO) |
| オランダ | De Nederlandsche Bank (DNB) |
| ニュージーランド | New Zealand's official statistics agency |
| ノルウェー | Statistics Norway |
| パキスタン | State Bank of Pakistan |
| ペルー | PROINVERSION Private Investment Promotion Agency |
| フィリピン | Central Bank of the Philippines (CBP) |
| ポーランド | National Bank of Poland (NBP) |
| ポルトガル | Banco de Portugal |
| ルーマニア | NATIONAL BANK OF ROMANIA (NBR) |
| ロシア | 国家統計委員会 |
| シンガポール | Singapore Department of Statistics, Ministry of Trade and Industry Singapore |
| スロバキア | Národná banka Slovenska (NBS) |
| スロベニア | Bank of Slovenia |
| 南アフリカ | South African Reserve Bank (the SARB) |
| スペイン | MINISTERIO DE INDUSTRIA TURISMO Y COMERCIO |
| スウェーデン | SVERIGES RIKSBANK |
| スイス | Swiss National Bank |
| 台湾 | 經濟部投資業務処(投資審議委員会) |
| タイ | The Board of Investment of Thailand (BOI), Bank of Thailand |
| トルコ | TURKISH PRIME MINISTRY State Planning Organization |
| 英国 | The Office for National Statistics (ONS) |
| 米国 | Bureau of Economic Analysis (BEA) |
| ベトナム | Ministry of Planning and Investment |

3. ITI 国際直接投資マトリックス (2014 年版)

イ. 調査の目的

国際直接投資マトリックスを開発し制作することは世界の直接投資の状況を俯瞰し、直接投資の分析に極めて有効な方法である。このため、1998 年以来原則として毎年、制作しているものである。

直接投資統計は、作成する国ごとに作成基準や定義が異なり、統一化されていない問題がある。このため、制作には多くの制約があるものの、主要国間の投資状況が分かる、長期間のデータ利用を可能にする、等を目的としている。

ロ. 調査結果の概要

1. ITI 国際直接投資マトリックス

ITI 国際直接投資マトリックス (以下「マトリックス」) は、OECD が OECD 加盟国の直接投資統計をもとに作成した統計書“International Direct Investment Statistics Yearbook”掲載のデータをもとに作成したもので、直接投資した国・地域と投資を受け入れた国・地域を「表」にしたものである。マトリックスを活用することにより、どの国・地域からどの国地域への直接投資がどれだけ行われているのが、俯瞰できる特徴を持っている。

その概略は次のとおり。

(1) 国際直接投資マトリックスの種類

本書に掲載しているマトリックスは、大別すると次の 4 種類がある。

1) 直接投資額表 (フロー表)

a) 対内直接投資マトリックス

OECD 加盟各国の対内直接投資統計をもとに作成したマトリックス

b) 対外直接投資マトリックス

OECD 加盟各国の対外直接投資統計をもとに作成したマトリックス

2) 直接投資残高表 (ストック表)

a) 対内直接投資残高マトリックス

OECD 加盟各国の対内直接投資の残高統計をもとに作成したマトリックス

b) 対外直接投資残高マトリックス

OECD 加盟各国の対外直接投資の残高統計をもとに作成したマトリックス

(2) 総額表と業種別表

2014 年版では、「総額」に加え、「製造業」「サービス業」に分けた 3 種のマトリックスを掲載している。

- 1) 総額表 全業種のマトリックス
- 2) 製造業表 製造業種のマトリックス
- 3) サービス業表 サービス業種のマトリックス

[注] サービス業種の投資額と製造業種の投資額の和は、全業種の投資額と一致しない。全業種には、製造業種とサービス業種のほかに農業、鉱業などが含まれている。

(3) 製表年次と掲載年次

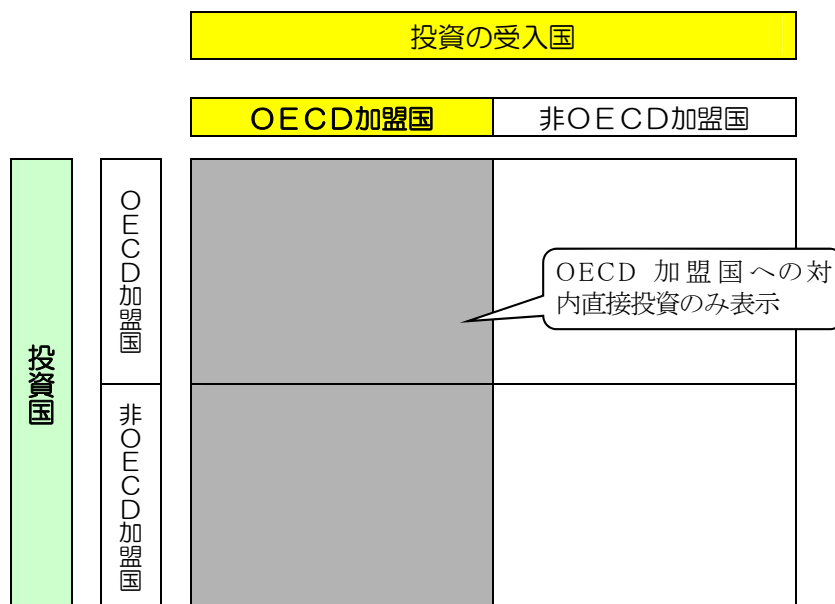
製表したマトリックスは 1985 年から 2012 年までの 28 年間である。そのうち、本書に掲載しているのは次の年次である。

- 1) 2010 年
- 2) 2011 年
- 3) 2012 年

(4) 直接投資マトリックスの製表形式

本書に掲載しているマトリックスは下図の形式で製表している。

- 1) 対内直接投資の表（対内直接投資マトリックス、対内直接投資残高マトリックス）



[注] 本書では、表頭に投資の受入国（相手国）、表側に投資国（対象国）を掲載している。掲載している国・地域は、2 項を参照。

2) 対外直接投資の表（対外直接投資マトリックス、対外直接投資残高マトリックス）

| | | | |
|--------|----------|---------|----------|
| | | 投資国 | |
| | | OECD加盟国 | 非OECD加盟国 |
| 投資の受入国 | OECD加盟国 | | |
| | 非OECD加盟国 | | |

OECD 加盟国からの
対外直接投資のみ表示

〔注〕本書では紙面の都合により、表頭に投資国（対象国）、表側に投資の受入国（相手国）を掲載している。このため、対内直接投資のマトリックスと表頭・表側の内容が逆転している。掲載している国・地域は、2項を参照。

(5) 掲載した国・地域等

マトリックス作成に用いた直接投資統計の作成国（以下「対象国」と呼ぶ）と、その相手国・地域は次のとおり。

- 1) 対象国 35 カ国・地域（OECD 加盟国（34）＋合計）
- 2) 相手国 93 カ国・地域（主要国・地域（70）＋地域別合計など（23））

〔注〕刊行物は、用紙サイズの都合から、一部の国・地域のデータは印刷物から割愛している。

(6) 原資料

OECD：“International Direct Investment Statistics Yearbook”

〔注〕原資料は、2000年版、2001年版、2003年版、2004年版、2005年版、2007年版、2010年版～2014年版が発行されている。

2. 投資マトリックスに記載した国・地域

| 地域区分 | | 掲載国・地域 |
|---------|-----------------|---|
| OECD諸国 | 1) アジア・太平洋 | 日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランド |
| | 2) 米州 | NAFTA(米国、カナダ、メキシコ)、チリ(2010年5月加盟)、 |
| | 3) 欧州 《EU27加盟国》 | EU15カ国(アイルランド、イタリア、英国、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、ルクセンブルグ、ポルトガル、) エストニア(2010年12月加盟)、スロバキア、チェコ、ハンガリー、ポーランド |
| | 《その他欧州》 | EFTA(アイスランド、スイス、ノルウェー)、トルコ |
| | 5) 中近東 | イスラエル(2010年9月加盟) |
| | 6) その他 | 分類できないもの |
| 非OECD諸国 | 1) アジア | 【アジア計(非OECD諸国)】 中国、台湾、香港、インド、カザフスタン 【ASEAN10カ国計】 インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、ベトナム |
| | 2) 中近東 | 【中近東計】 イスラエル(2010年9月加盟)、イラン 【アラブ湾岸諸国計】 アラブ首長国連邦、クウェート、サウジアラビア |
| | 3) 大洋州及び極地 | 【大洋州及び極地計(非OECD諸国)】 |
| | 4) 北米 | 【北米計(非OECD諸国)】 |
| | 5) 中米 | 【中米計(非OECD諸国)】 アンチル(オランダ領)、ケイマン諸島、コスタリカ、バージン(英領)、パナマ |
| | 6) 南米 | 【南米計(非OECD諸国)】 アルゼンチン、コロンビア、チリ(2010年5月加盟)、ブラジル、ベネズエラ |
| | 7) 欧州 | 【欧州計(非OECD諸国)】 EU27(スロベニア(2010年7月加盟)、ブルガリア、ルーマニア、バルト海諸国計(エストニア(2010年12月加盟))、ロシア |
| | 8) アフリカ | 【アフリカ計】 【北アフリカ計】 アルジェリア、エジプト、モロッコ、リビア 【その他のアフリカ計】 ナイジェリア、南アフリカ共和国 |
| | 地域合計 | 世界(合計)、OECD諸国(合計)、アジア計(中近東を除く合計)、中近東(合計)、大洋州及び極地(合計)、北米(合計)、NAFTA(合計)、中南米(合計)、欧州(合計)、EU27カ国(合計) |

[注] 地域別の合計には、該当地域に属するすべての国を含む。

2009年以前は、非OECD諸国の中に2010年以降にOECDに加盟した国が含まれている。

3. 直接投資統計

本報告書には、直接投資マトリックスを利用する際に有用と思われる統計の一部を収録している。より細かなデータや関連統計は、本編にあたる「世界主要国の直接投資統計集」（2014年版）から入手可能である。

本資料に掲載した統計のうち主なものは、次のとおりである。

- (1) 世界各国の直接投資額（対内直接投資、対外直接投資）
- (2) 世界各国の直接投資残高（対内直接投資、対外直接投資）
- (3) 直接投資収益（受取、支払）
- (4) 1人当たりの直接投資額（対内直接投資、対外直接投資）
- (5) 直接投資収益率（対内直接投資、対外直接投資）
- (6) 直接投資額の対GDP比（対内直接投資、対外直接投資）

4. 多国籍企業に関する統計

多国籍企業ランキング

“World Investment Report”2013年版掲載の多国籍企業ランキングから、次のものを収録している。

- 1) 世界企業ランキング（外国資産額順）
- 2) 開発途上国を母国とする多国籍企業ランキング（外国資産額順）
- 3) 金融分野における多国籍企業ランキング（総資産額順）

5. 国際収支統計

- (1) 経常収支
- (2) 貿易収支
- (3) サービス貿易収支
- (4) 同 知的財産権使用料
- (5) 同 技術、貿易関連及びその他ビジネスサービス収支
- (6) 個人間送金

6. 直接投資関連統計

- (1) GDP（名目）

IMFの“International Financial Statistics”等に掲載しているGDP（名目）を米ドル換算して掲載している。

- (2) 貿易（輸出額、輸入額）

IMFの“International Financial Statistics”等に掲載している通関ベースの輸出総額、輸入総額の表を掲載している。

Ⅲ 経済分析手法の開発

日本産業連関動学モデル（JIDEA）の構築（更新）と活用

イ. 調査の目的

産業構造の長期変動を分析する手法として、産業連関表を時系列に組み込んだダイナミック・モデルの構築を継続し、それを使って日本経済・産業の長期予測を行う。さらに、モデルに経済的ショックを与えて、その波及効果のシミュレーションを行い、企業の長期戦略、政府の諸政策の効果分析を行う。

ロ. 調査結果の概要

今回新たにモデル改訂により、経済産業省より公表された 2011 年の産業連関表（2005 年基準延長表）を導入した。日本経済は 2011 年の東日本大震災、それに続く福島原発事故により大きな打撃をこうむった。その後政府による復興投資、復興支援という特別出費により、経済は持ち直し、やや高い成長が 2010 年代半ばに生じるが、2014 年の消費税率引き上げ、および 2016 年予定の追加引き上げがある一方、可処分所得を新たに増大させる要因は見当らず、やがてマイナス成長に転じる。また、2014 年末から 2015 年にかけて原油価格の暴落があり、それが今後持続すると仮定してモデルに外生するとともに、原油価格が再上昇した場合に、日本経済に与える影響についてシミュレーションを行って分析した。また、為替変動と原油価格の変化が日本経済・産業に与える影響について比較を行った。

Ⅳ 受託事業

平成 26 年度は下記の 2 件の調査を受託し実施した。

1. 「世界の国別・商品別貿易動向のデータ作成・加工」
(受託元：独立行政法人日本貿易振興機構)
2. 「東アジア 5 カ国の樹脂タンク、衛生陶器等の FTA 活用の効果及び FTA の発効・署名・交渉の現状調査」
(ITI 会員企業からの受託)

V 情報提供媒体

1. 季刊 国際貿易と投資

No. 96 (2014年夏号 2014年6月発行)

| | タイトル | 執筆者 |
|----------|---|-------|
| ECHO | 先進国首脳会議の抜本的見直しを | 畠山 襄 |
| 論文・研究ノート | 正念場の TPP 交渉と日本の対応: 合意への道筋 | 馬田 啓一 |
| | 米国の天然ガス・LNG 輸出規制と問題点 | 滝井 光夫 |
| | シェール革命の政治経済学 | 木村 誠 |
| | FTA はどのような機械機器部品や農産物に効果的か | 高橋 俊樹 |
| | 2014-2020 年の EU 中期予算と欧州 2020 | 川野 祐司 |
| | バングラデシュにおけるソーシャル・エンタープライズ JITA の誕生 | 大木 博巳 |
| | サウジアラビアの持続的発展と雇用問題 | 武藤 幸治 |
| | ブラジル農産物輸出の現状と課題 | 内多 允 |
| | 拡大する世界の水ビジネスとその課題 | 高多 理吉 |
| | ドイツの労働市場改革～改革は何をもたらしたのか | 田中 信世 |
| | 中国の対外開放新戦略としての 21 世紀シルクロード FTA 建設 | 江原 規由 |
| | リローカリゼーション(地域回帰)の時代へ(11) NGO のリローカル化運動(2): フェアトレードタウンの展開(前編) | 長坂 寿久 |
| 統計 | 米国の経常収支・財政収支 | |
| 研究所だより | 活動報告 | |

No. 97 (2014年秋号 2014年9月発行)

| | タイトル | 執筆者 |
|----------|---|-------|
| ECHO | 自由貿易の受益者 | 畠山 襄 |
| 論文・研究ノート | インド政権交代の背景とモディ新政権の行方 | 山崎 恭平 |
| | メガ FTA の潮流と日本の新通商戦略 | 馬田 啓一 |
| | 中国の FTA 戦略の行方 | 江原 規由 |
| | 2013 年における AGFTA と AFTA の品目別の関税削減効果 | 高橋 俊樹 |
| | 2008 年以降の ECB(欧州中央銀行)の危機対策 | 川野 祐司 |
| | 反移民・反 EU ポピュリスト政党躍進の経済的・社会的背景 －欧州議会選挙とフランスの事例からの検証－ | 田中 友義 |
| | 国際投資仲裁判断の中国における執行問題 | 梶田 幸雄 |
| | 海外水ビジネスへの日本企業の参入 | 高多 理吉 |
| | バングラデシュにおけるソーシャル・エンタープライズ、BRAC ～社会的企業の原点を探る | 大木 博巳 |
| | リローカリゼーション(地域回帰)の時代へ(12) NGO のリローカル化運動(3): フェアトレードタウンの展開(後編) | 長坂 寿久 |
| 統計 | I. 中国の税関区別貿易額 II. 中国の対ロシア貿易(税関区別) 拡大する中国の国境貿易輸出 | |
| 研究所だより | 活動報告 | |

No. 98 (2014年冬号 2014年12月発行)

| | タイトル | 執筆者 |
|----------|---|--------|
| ECHO | あれから四半世紀 | 畠山 襄 |
| 論文・研究ノート | ブラジル大統領選に勝利、ルセフ政権 2 期計 8 年へ リオ五輪を控え、インフレ抑制・成長路線回帰を問われる | 堀坂 浩太郎 |
| | ASEAN の市場統合はどこまで進んだのか(1) ～ASEAN 経済共同体構築の現状～ | 石川 幸一 |
| | ドイツのエネルギー転換～再エネ拡大路線を堅持 | 田中 信世 |
| | 事例からみた日本企業の対アフリカ投資の特徴 ～「支援」から「投資」対象の時代に～ | 増田 耕太郎 |
| | 復権を狙う米国原発業界 | 木村 誠 |
| | 成長戦略としての「農・食・観光産業クラスター」形成 －「中所得国の罠」への処方箋－ | 朽木 昭文 |
| | 中国国有企業改革の行方と意義 | 江原 規由 |
| | 日タイ経済連携協定(JTEPA)によるタイの自動車関連品目の関税削減効果 | 吉岡 武臣 |
| | 日本企業の競争力と垂直分離モデル:自動車産業の競争力再考 | 手島 茂樹 |
| | 日本の輸出構造分析(1) 数量指向型輸出と価格指向型輸出 | 大木 博巳 |
| 統計 | 1.OECD 諸国の対内直接投資(マトリックス、フロー、2012 年) 2.OECD 諸国の対内直接投資(マトリックス、ストック、2012 年) 3.OECD 諸国の対外直接投資(マトリックス、フロー、2012 年) 4.OECD 諸国の対外直接投資(マトリックス、ストック、2012 年) 主要国の対外直接投資状況の比較(ITI 国際直接投資マトリックスから) | |
| 研究所だより | 活動報告 | |

No. 99 (2015年春号 2015年3月発行)

| | タイトル | 執筆者 |
|----------|--|---------------------|
| ECHO | 小国の矜持 | 畠山 襄 |
| 論文・研究ノート | このままでは停滞の続く日本経済・産業 ～日本産業連関動学(JIDEA)モデルによる長期予測～ | JIDEA モデル 研究グループ |
| | 米国の新医療保険制度:発足後の状況と注目される今夏の最高裁判決 | 滝井 光夫 |
| | ASEAN の市場統合はどこまで進んだのか(2) | 石川 幸一 |
| | 21 世紀海上シルクロード建設の意義とアジア太平洋地域の共同発展 | 江原 規由 |
| | ASEAN の繊維産業と日本－中国－極集中の低下と FTA 利用－ | 春日 尚雄 |
| | 拡大するマレーシア企業の海外直接投資 ASEAN 域内進出が主力 | 小野沢 純 |
| | 中間財のサプライチェーンに組み込まれていないミャンマー・カンボジア ～求められるモノカルチャー的な貿易構造からの脱却～ | 高橋 俊樹 |
| | リトアニアのユーロ導入 | 川野 祐司 |
| | 日本の輸出構造分析(2) 日本の停滞、ドイツの興隆 | 大木 博巳 |
| 統計 | 直接投資および同関連指標からみた地域別国際収支 日本の地域別国際収支 | |
| 研究所だより | 活動報告 | |

※論文・研究ノート等は、編集委員会他による査読を受けたものを掲載した。

2. ホームページ

当研究所では研究成果の殆どをホームページで公開しており、そのアクセス数も記録している。2014年度のアクセス数は前年度比12.5%減の約97万件であった。

国際貿易投資研究所ホームページ (<http://www.iti.or.jp/>)



一般財団法人
国際貿易投資研究所 (ITI)

INSTITUTE
FOR INTERNATIONAL
TRADE AND INVESTMENT

ITI紹介
研究スタッフ
会員制度
刊行物頒布
ITI調査研究シリーズ
季刊国際貿易と投資
直接投資統計
ITIコラム

Last update
2015年4月8日

お知らせ NEWS

◆季刊「国際貿易と投資」第99号 (2015年春号)発行

詳細はこちらをご覧ください

◆ITI調査研究シリーズ No.4

・ミャンマーにおける産業人材育成ビジネスの可能性

◆中国・アセアン(タイ、インドネシア、マレーシア、ベトナム)に生産拠点のある御社！これから同地域へ進出を予定の御社！ACFTA(中国・アセアン自由貿易協定)ご利用でコストダウンできます！

>>>受託調査のご案内

ITI会員募集

ITIでは会員を募集しております。会員の方には刊行物の無料配布、受託調査の割引、無料講師派遣などの特典がございます。

※詳細はこちらをご覧ください。

「海外ビジネス余話」原稿募集

ITI連載コラムとして「海外ビジネスに関する成功・気づき・失敗談」を募集いたします。「これだけは語り継ぎたい海外ビジネス体験」をお寄せください。

※詳細はこちらをご覧ください。

コラム

『海外ビジネス余話』

No.1 エジプト 企業と日本のフードフランチャイズ交渉

川合 麻由美
(パートナー・コンサルタント 在カイロ)

ITI紹介

- ・国際貿易投資研究所(ITI)とは？
- ・事業活動報告(情報公開のページ)
- ・調査研究の内容について
- ・運営組織について
- ・研究スタッフの紹介
- ・ITIパンフレット(PDFファイル)


 ご意見・ご感想は、
webmaster@iti.or.jp
までお願いいたします

フラッシュ

調査研究の過程でみつけた興味深い情報や話題等を迅速に提供したり、時に研究員の視点で料理・加工してお届けする常設欄。

| | |
|----------------|--|
| 228 (4/8up) | 東アジアと日米及びミャンマー・カンボジアの貿易構造の特徴～中間財輸出の割合が高まるベトナムと低いミャンマー・カンボジア～ 国際貿易投資研究所 研究主幹 高橋 俊樹 |
| 227 | 被災地のSENDAIから新国際防災指針を発信～第3回国連防災世界会議の成果と感じたこと 国際貿易投資研究所 客員研究員 山崎 泰平 |
| 226 | ハラル市場の拡大と「表現の自由」～強いイスラムに求められる「自縛自縛」からの離脱～ 国際貿易投資研究所 客員研究員 夏目美詠子 |
| 225 | キューバ観光人気を警戒するカリブ諸国 国際貿易投資研究所 客員研究員 内多 允 |
| 224 | 今春の大筋合意はあるのか、樂觀できないTPP交渉の行方 国際貿易投資研究所 客員研究員 馬田 啓一 |
| 223 | ウクライナの経済危機とビジネス環境 国際貿易投資研究所 客員研究員 田中 信世 |
| 222 | ユーロ圏が抱える4つのリスク・デフレ懸念と内部対立に揺れる欧州～ 国際貿易投資研究所 客員研究員 田中 友義 |

過去のフラッシュ

季刊「国際貿易と投資」2015年3月10日更新

◆第99号(2015年春号)

| タイトル | 執筆者 |
|---|----------------|
| 小国の矜持 | 畠山 襄 |
| このままでは停滞の続く日本経済・産業～日本産業連関動学(JIDEA)モデルによる長期予測～ | JIDEAモデル研究グループ |
| 米国の新医療保険制度：発足後の状況と注目される今夏の最高裁判決 | 滝井 光夫 |
| ASEANの市場統合はどこまで進んだのか(2) | 石川 幸一 |
| 21世紀海上シルクロード建設の意義とアジア太平洋地域の共同発展 | 江原 規由 |
| ASEANの繊維産業と日本～中国一極集中の低下とFTA利用～ | 春日 尚雄 |
| 拡大するマレーシア企業の海外直接投資 ASEAN域内進出が主力 | 小野沢 純 |
| 中間財のサプライチェーンに組み込まれていないミャンマー・カンボジア～求められるモノカルチャー的貿易構造からの脱却～ | 高橋 俊樹 |
| リトアニアのユーロ導入 | 川野 祐司 |
| 日本の輸出構造分析(2) 日本の停滞、ドイツの興隆 | 大木 博巳 |
| 直接投資および同関連指標からみた地域別国際収支 日本の地域別国際収支 | |

◆バックナンバー

ITIコラム

ミャンマー農村部の生活実態とBOPビジネスの可能性(最終回) 農民と企業の双方がWin-Winとなるビジネスモデル

…農村市場の開拓に着手するには、まず、農村市場でブランドロイヤリティを育てることから始めるべきである。日本ブランドに対して好印象を持っているミャンマーでは、日本企業は有利な立場にある。

>>>全文はこちらへ

(一財)国際貿易投資研究所
研究主幹 大木博巳

◆過去のコラム

- ・メガFTA活用の支援体制を急げ
- ・ミャンマー農村部の生活実態とBOPビジネスの可能性(3) 農家が直面している問題

調査研究報告書

◆ITI調査研究シリーズ

◆これまでの調査研究例

◆平成25年度報告書
詳細はこちらへ

直接投資統計

◆世界主要国の直接投資統計集

I. 概況編(2014年版)

◆世界主要国の直接投資統計集

II. 国別編(2014年版)

◆ITI国際直接投資マトリックス(2014年版)

詳細はこちらへ

国際比較統計 2015年4月6日更新

I. 直接投資

II. 貿易

III. サービス貿易

IV. マクロ経済統計等

V. 季刊誌等の掲載統計

ITIの日本産業連関動学モデルの概略

- ・このままでは停滞の続く日本経済・産業(PDFファイル)
- ・予測結果の統計データ(実績値および推計値)

詳細はこちらへ

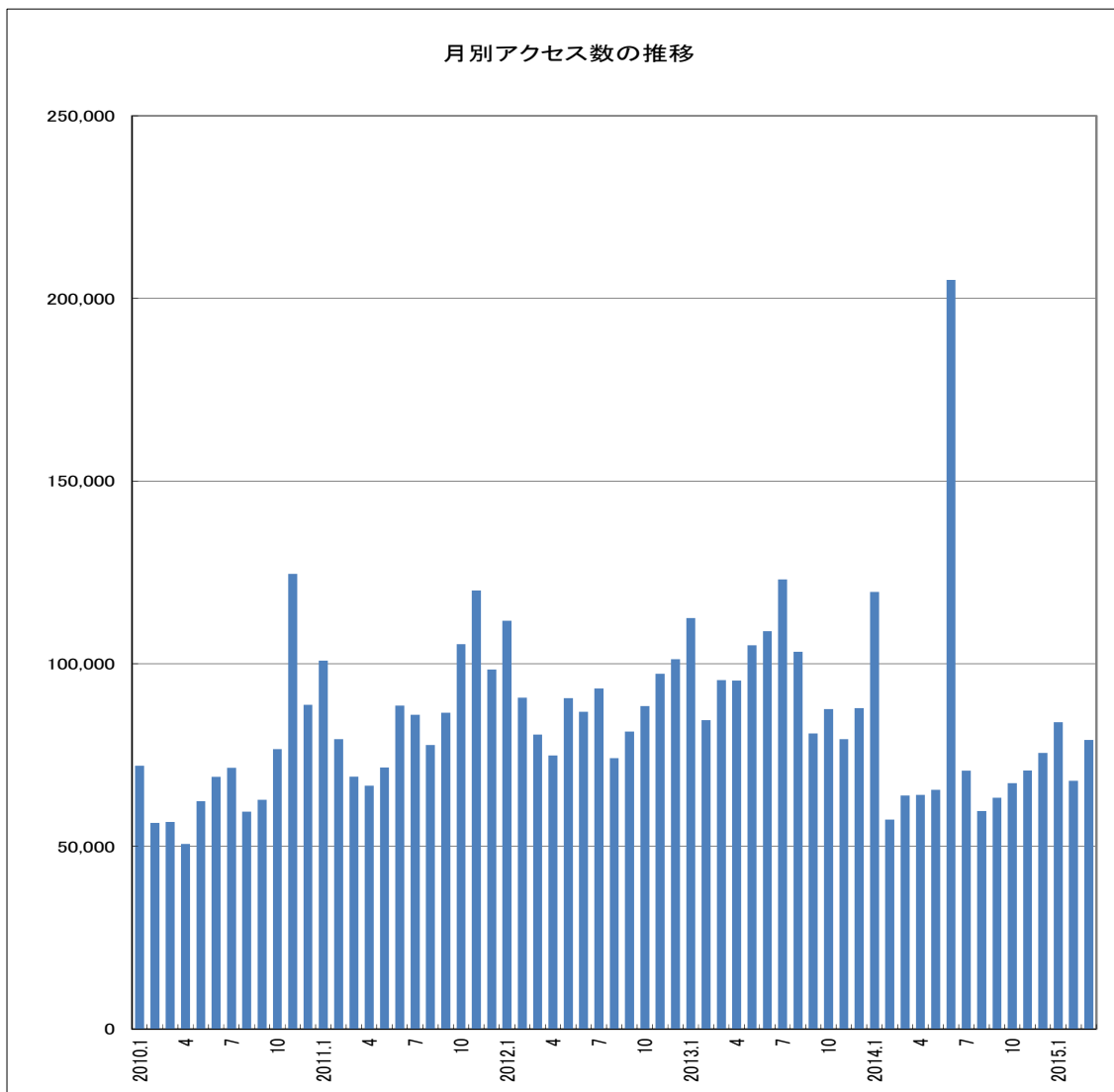


51

アクセス数の推移

(2014年度は97万2747件：前年度比 12.5%減)

| | 年度 件数 | 伸び率 (%) | 暦年 件数 | 伸び率 (%) |
|------|-----------|------------|-----------|------------|
| 2001 | 91,946 | | 94,722 | |
| 2002 | 242,238 | 163.5 | 193,312 | 104.1 |
| 2003 | 451,768 | 86.5 | 405,742 | 109.9 |
| 2004 | 467,343 | 3.4 | 470,842 | 16.0 |
| 2005 | 571,077 | 22.2 | 532,690 | 13.1 |
| 2006 | 642,022 | 12.4 | 640,007 | 20.1 |
| 2007 | 684,092 | 6.6 | 679,164 | 6.1 |
| 2008 | 804,767 | 17.6 | 785,136 | 15.6 |
| 2009 | 738,703 | -8.2 | 742,052 | -5.5 |
| 2010 | 914,817 | 23.8 | 850,749 | 14.6 |
| 2011 | 1,083,684 | 18.5 | 1,049,872 | 23.4 |
| 2012 | 1,080,263 | -0.3 | 1,070,815 | 2.0 |
| 2013 | 1,112,212 | 3.0 | 1,163,809 | 8.7 |
| 2014 | 972,747 | -12.5 | 982,681 | -15.6 |



3. “フラッシュ”（ホームページ常設欄）

国際貿易投資研究所ホームページ上で不定期に掲載。

調査研究の過程でみつけた興味深い情報や話題等を迅速に提供、時に研究員の視点で料理、加工して掲載する常設欄。平成 26 年度掲載分（44 本）は次のとおりである。

| No. | タイトル | 執筆者 | 掲載日 |
|-----|--|----------------|------------|
| 183 | 米 EU 環大西洋貿易投資連携協定(TTIP)交渉の行方(その 2) －早期合意を目指す、待ち構える高いハードル－ | 田中友義 | 2014/4/21 |
| 184 | アフリカ消費市場展望(1)～2050 年のサブサハラ、米国並み水準へ？～ | 大木博巳 | 2014/4/21 |
| 185 | アフリカ消費市場展望(2)～スバザシヨップを攻略せよ～ | 大木博巳 | 2014/4/24 |
| 186 | アフリカ消費市場展望(3) 課題は山積するが魅力的なナイジェリア市場 | 大木博巳 | 2014/4/28 |
| 187 | FTA で輸出が見込まれる農産物は何か | 高橋俊樹 | 2014/5/1 |
| 188 | アフリカ消費市場展望(4) アフリカ市場にウォルマートの旗がはためく日 | 大木博巳 | 2014/5/2 |
| 189 | アフリカ消費市場展望(5) 新興企業のニューフロンティア | 大木博巳 | 2014/5/7 |
| 190 | EU 銀行同盟の行方(その 2)－破綻処理一元化法(SRM)を採択－ | 田中友義 | 2014/5/15 |
| 191 | 2014 年 6 月 5 日に ECB が公表した金融政策について | 川野祐司 | 2014/6/9 |
| 192 | 変化する東アジア貿易の特徴と FTA | 高橋俊樹 | 2014/6/12 |
| 193 | 欧州議会選挙 | 新井俊三 | 2014/6/17 |
| 194 | アフリカ消費市場展望(6)ケニアの大手小売業ナクマツの台頭 | 大木博巳 | 2014/6/24 |
| 195 | 日 EU 経済連携協定(EPA/FTA)の合意に向けて(その 3) －EU 交渉継続か否かで近々に最終結論－ | 田中友義 | 2014/6/25 |
| 196 | 激減しているフィリピンにおける委託加工貿易輸出 | 増田耕太郎 | 2014/6/30 |
| 197 | ECB(欧州中央銀行)、ターゲット長期オペの詳細を公表 景気下支え効果は期待薄 | 川野祐司 | 2014/7/9 |
| 198 | TPP での著作権保護期間延長は日本の文化創造発信力に何をもたらすのか | 児玉徹 | 2014/7/15 |
| 199 | トルコの経済発展を担保するのは…。～エルドアン「新大統領」選出後の懸念～ | 夏目美詠子 | 2014/7/30 |
| 200 | アフリカ消費市場展望(7)サブサハラ市場開拓の課題…ショップライトのケース | 大木博巳 | 2014/8/14 |
| 201 | 日本のシンガポールへの著作権料支払い額は約 2000 億円 | 増田耕太郎 | 2014/8/19 |
| 202 | 中南米における対内直接投資と多国籍企業の動向 －多国籍企業が進出する中南米における直接投資 | 内多允 | 2014/8/26 |
| 203 | 中国の伙伴关系(パートナーシップ)について | 江原規由 | 2014/8/27 |
| 204 | 政権発足後の初の外遊先に日本を選んだインドのモディ首相 ～独立記念日に「強いインド」の復活を国民に訴える～ | 山崎恭平 | 2014/8/28 |
| 205 | 変わるフランス人の「人権・平等」意識、揺らぐ政府・EU への信頼感 －反移民・反 EU ポピュリズムに共感する世論－ | 田中友義 | 2014/9/10 |
| 206 | アフリカ消費市場展望(8)ダーバン港からハラレ(ジンバブエ)まで ～物流の問題点 | 大木博巳 | 2014/9/11 |
| 207 | ASEAN 経済共同体に向けての作業進展状況 －第 46 回 ASEAN 経済大臣会議文書から－ | 石川幸一 | 2014/9/12 |
| 208 | AFTA の完成と ASEAN 域内企業立地の再編成 －ベトナムトヨタの悩ましい「2018 年問題」－ | 春日尚雄 | 2014/9/26 |
| 209 | ECB(欧州中央銀行)のターゲット長期オペ(TLTRO)は空振り | 川野祐司 | 2014/9/26 |
| 210 | ASEAN 経済共同体の進捗状況を評価する | 国際貿易投資 研究所編 | 2014/9/29 |
| 211 | メガ FTA としての RCEP ～その意義と課題～ | 石川幸一 | 2014/10/1 |
| 212 | アフリカ消費市場展望(9)ブラック・アフリカ向け製品開発...ロレアル | 大木博巳 | 2014/10/17 |
| 213 | EU の通商政策と FTA 戦略の展開(その 1)－全方位の FTA ネットワークの構築－ | 田中友義 | 2014/10/29 |
| 214 | 東北創生、日本再建に“国際リニア・コライダー”(ILC)の誘致決断を －CERN(欧州合同原子核研究所関係者)が政府の早期決定を求める | 山崎恭平 | 2014/11/26 |

| No. | タイトル | 執筆者 | 掲載日 |
|-----|--|-------|------------|
| 215 | APEC の新たな争点:FTAAP 構想をめぐる米中の対立 | 馬田啓一 | 2014/12/9 |
| 216 | アフリカ消費市場展望(10)低所得層市場を創出するネスレの PPP 戦略 | 大木博巳 | 2014/12/24 |
| 217 | ベネズエラの援助力低下で危惧されるカリブ海諸国の財政破綻 | 内多允 | 2014/12/26 |
| 218 | 資源輸出国家としてのロシア経済の展望 | 遠藤寿一 | 2015/1/13 |
| 219 | 大量の移民流入、連鎖する反移民に苦慮する欧州 —内政を不安定にするリスクの高まり— | 田中友義 | 2015/1/14 |
| 220 | ～統合 25 年後の東部ドイツ～ | 伊崎捷治 | 2015/2/13 |
| 221 | 東北発「世界と共有する防災・減災への取り組み」 ～第 3 回国連防災世界会議が仙台で開催～ | 山崎恭平 | 2015/3/5 |
| 222 | ユーロ圏が抱える 4 つのリスク—デフレ懸念と内部対立に揺れる欧州— | 田中友義 | 2015/3/6 |
| 223 | ウクライナの経済危機とビジネス環境 | 田中信世 | 2015/3/9 |
| 224 | 今春の大筋合意はあるのか、楽観できない TPP 交渉の行方 | 馬田啓一 | 2015/3/13 |
| 225 | キューバ観光人気を警戒するカリブ諸国 | 内多允 | 2015/3/24 |
| 226 | ハラル市場の拡大と「表現の自由」 ～強いイスラムに求められる「自縄自縛」からの離脱～ | 夏目美詠子 | 2015/3/26 |

4. ITI コラム

平成 26 年度掲載分（計 8 本）は次のとおりである。

| No. | タイトル | 執筆者 | 掲載日 |
|-----|--|------|-----------|
| 17 | 激変する貿易構造と輸出競争力に必要な視点 | 高橋俊樹 | 2014/4/8 |
| 18 | 大連、丹東、瀋陽への新旧旅日記(2014 年 3 月 22 日～26) | 江原規由 | 2014/4/24 |
| 19 | ミャンマー農村部の生活実態と BOP ビジネスの可能性(1) | 大木博巳 | 2014/6/19 |
| 20 | ミャンマー農村部の生活実態と BOP ビジネスの可能性(2) | 大木博巳 | 2014/7/1 |
| 21 | クールジャパン・観光立国でサービスの黒字は可能か | 高橋俊樹 | 2014/7/25 |
| 22 | ミャンマー農村部の生活実態と BOP ビジネスの可能性(3) 農家が直面している問題 | 大木博巳 | 2014/8/21 |
| 23 | メガ FTA 活用の支援体制を急げ | 高橋俊樹 | 2014/9/4 |
| 24 | ミャンマー農村部の生活実態と BOP ビジネスの可能性(最終回) 農民と企業の双方が Win-Win となるビジネスモデル | 大木博巳 | 2014/9/26 |

5. ITI 調査研究シリーズ

平成 26 年度掲載分（計 4 本）は次のとおりである。

| No. | タイトル | 執筆者 |
|-----|---------------------------------|------------|
| 1 | 世界主要国の直接投資統計集(2014 年版) ①概況編(有料) | 国際貿易投資研究所編 |
| 2 | 世界主要国の直接投資統計集(2014 年版) ②国別編(有料) | 国際貿易投資研究所編 |
| 3 | ITI 国際直接投資マトリックス(2014 年版)(有料) | 国際貿易投資研究所編 |
| 4 | 「ミャンマーにおける産業人材育成ビジネスの可能性」 | 客員研究員 荒木義宏 |

[禁無断転載]

国際貿易投資研究所 調査・研究報告書要旨

発行日 2015年6月

編集発行 一般財団法人国際貿易投資研究所（ITI）

〒104-0045 東京都中央区築地1丁目4番5号

第37興和ビル3階

TEL : (03) 5148-2601 FAX : (03) 5148-2677

URL : <http://www.iti.or.jp/>